



第217回 定時株主総会 招 集 ご 通 知

開催日時

2025年6月25日（水曜日）午前10時

開催場所

岡山県倉敷市本町7番2号

倉敷アイビースクエア

末尾記載の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。

議決権行使期限

2025年6月24日（火曜日）午後6時まで

機関投資家の皆様につきましては、株式会社ICJが運営する
「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

<議決権行使のお願い>

株主総会における議決権の行使は、株主の皆様の大切な権利です。是非とも議決権行使をしてくださいますようよろしくお願いいたします。詳細は本招集ご通知5頁から6頁をご参照ください。

証券コード 3106

倉敷紡績株式会社

決議事項

- | | |
|-------|--|
| 第1号議案 | 第217期剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
7名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査等委員である取締役
1名選任の件 |
| 第4号議案 | 当社株式等の大規模買付行為に
関する対応策（買収への対応方
針）継続の件 |

<第217回定時株主総会 事後動画配信のご案内>

本定時株主総会当日の報告事項等の内容につきましては、株主総会終了後、準備が整い次第、以下の当社ウェブサイトにて一定期間配信させていただきます。

詳細は本招集ご通知7頁をご参照ください。

当社ウェブサイト

<https://www.kurabo.co.jp/ir/shareholdersmeeting/>



**スマート
招集**

本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。

<https://p.sokai.jp/3106/>



証券コード3106

2025年6月6日

株 主 各 位

岡 山 県 倉 敷 市 本 町 7 番 1 号
(大阪本社 大阪市中央区久太郎町2丁目4番31号)
倉 敷 紡 績 株 式 会 社
取締役社長 西 垣 伸 二

第217回定時株主総会招集ご通知

拝啓 株主の皆様には平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、下記のとおり第217回定時株主総会を開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本定時株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第217回定時株主総会招集通知および株主総会資料」等として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトアクセスの上、ご確認くださいようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.kurabo.co.jp/ir/irshareholdersmeeting/>



電子提供措置事項は、上記当社ウェブサイトのほか、以下の各ウェブサイトにも掲載しております。

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/3106/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)につきましては、上記のURLにアクセスして、銘柄名(会社名)または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／P R 情報」を選択の上、ご確認くださいようお願い申し上げます。)

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネット等により事前に議決権を行使することができますので、**事前に議決権を行使いただきますようよろしくお願い申し上げます**。事前の議決権行使につきましては、株主総会参考書類をご検討いただき、5頁から6頁の議決権行使方法のご案内をご参照の上、**2025年6月24日(火曜日)午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます**。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月25日(水曜日) 午前10時
2. 場 所 岡山県倉敷市本町7番2号
倉敷アイビースクエア

3. 会議の目的事項

- 報告事項**
1. 第217期(2024年4月1日から2025年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第217期(2024年4月1日から2025年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案** 第217期剰余金の処分の件
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
第4号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策(買収への対応方針)継続の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書にて議決権を行使される場合、議案に対し賛否の表示のないときは、賛成の表示があったものとしてお取扱いいたします。
- (2) インターネット等による方法により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取扱いいたします。
- (3) 議決権行使書の郵送とインターネット等による方法とを重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権の行使を有効なものとしてお取扱いいたします。
- (4) 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を当社にご通知ください。

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を受付にご提出ください。

◎電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、上記インターネット上の各ウェブサイトに掲載しておりますので、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。  
なお、監査等委員会および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。

##### 【事業報告】

- ①当社グループの概況（当社グループの従業員の状況、当社グループの主要な借入先）
- ②当社の株式に関する事項
- ③会計監査人に関する事項
- ④業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況
- ⑤株式会社の支配に関する基本方針

##### 【連結計算書類】

- ⑥連結株主資本等変動計算書
- ⑦連結注記表

##### 【計算書類】

- ⑧貸借対照表
- ⑨損益計算書

⑩株主資本等変動計算書

⑪個別注記表

**【監査報告】**

⑫連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

⑬会計監査人の監査報告書

⑭監査等委員会の監査報告書

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載させていただきます。

# 議決権行使方法のご案内

機関投資家の皆様へ

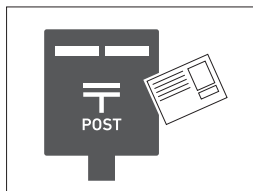
株式会社ICJが運営する

「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

## 郵送による議決権行使

行使期限

2025年6月24日(火曜日) 午後6時到着分まで



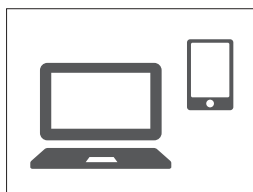
同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、  
ご送付ください。

議案に対し賛否の表示のないときは、賛成の表示があったものとしてお取扱いいたします。

## インターネットによる議決権行使

行使期限

2025年6月24日(火曜日) 午後6時入力完了分まで



次頁をご参照の上、議決権行使サイトより、  
議案に対する賛否をご入力ください。

パソコン、スマートフォンで重複して議決権を行使された場合など、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効なものとしてお取扱いいたします。

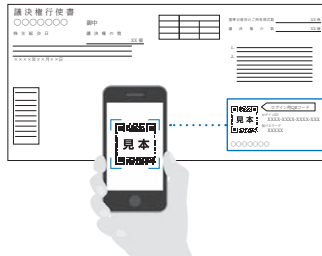
- 議決権行使書の郵送とインターネット等による方法とを重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権の行使を有効なものとしてお取扱いいたします。
- 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を当社にご通知ください。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使  
サイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリックしてください。



- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使で  
パソコンやスマートフォンの操作方法などが  
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料／受付時間 午前9時～午後9時)

## 第217回定時株主総会 事後動画配信のご案内

本定時株主総会当日の報告事項等の内容につきましては、株主総会終了後、準備が整い次第、以下の当社ウェブサイトにて一定期間配信させていただく予定です。

当日の撮影にご理解、ご了承をお願い申し上げますとともに、当日ご出席されない株主の皆様におかれましては、是非ご活用ください。

当社ウェブサイト：<https://www.kurabo.co.jp/ir/irshareholdersmeeting/>



### <配信期間>

2025年7月8日から2025年10月31日まで（予定）

※都合により、配信期間が変更となる可能性があります。

### <ご留意事項>

- ・ ご視聴いただく通信料金等は、各株主様のご負担となります。
- ・ 撮影に際しましては、プライバシーに配慮し、ご出席の株主様が映らないように配慮いたしますが、やむを得ず映り込んでしまった場合は、映像処理をして配信する予定ですので、あらかじめご了承ください。
- ・ 都合により、配信期間の変更や配信の中止を行う場合がございます。

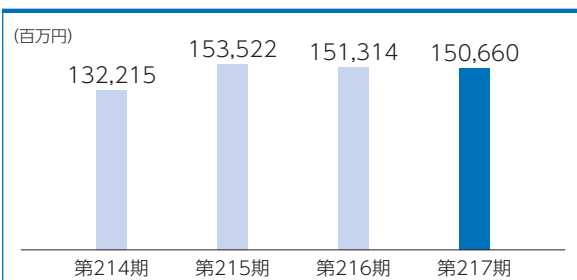
## 連結業績ハイライト

最終年度を迎えた中期経営計画「Progress'24」の基本方針である「高収益事業の拡大と持続可能な成長に向けた基盤事業の強化」のもと、半導体製造関連や機能フィルムといった成長・注力事業の業容拡大と繊維や軟質ウレタンをはじめとする基盤事業の収益力強化などに注力しました。

この結果、売上高は前年同期に比べ若干の減少となったものの、営業利益、経常利益および親会社株主に帰属する当期純利益はいずれも前年同期に比べ増加し、各連結利益において過去最高を更新しました。

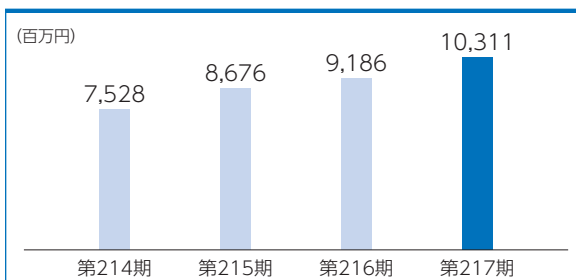
### 売上高

1,506億円 前年同期比 0.4%減



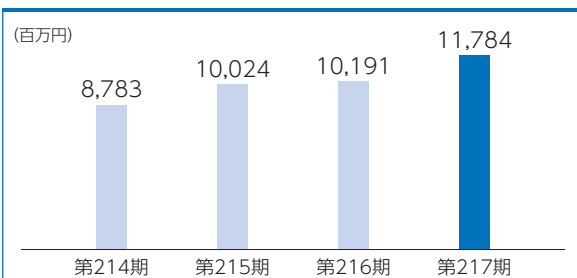
### 営業利益

103億1千万円 前年同期比 12.3%増



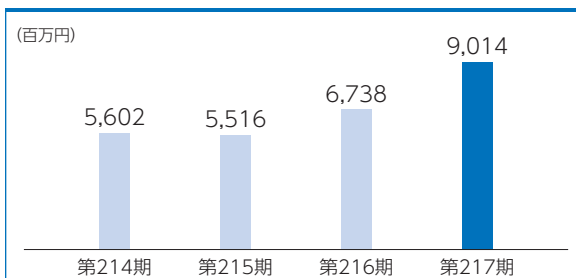
### 経常利益

117億8千万円 前年同期比 15.6%増



### 親会社株主に帰属する当期純利益

90億1千万円 前年同期比 33.8%増



## 事業別の概況

|             | 売上高   | 前年同期比  | 営業利益    | 前年同期比               |
|-------------|-------|--------|---------|---------------------|
| 繊維事業        | 485億円 | 5.0%減  | 7千万円    | 前年同期は<br>営業損失2億5千万円 |
| 化成製品事業      | 660億円 | 7.6%増  | 50億3千万円 | 26.9%増              |
| 環境メカトロニクス事業 | 219億円 | 14.1%減 | 33億4千万円 | 6.5%減               |
| 食品・サービス事業   | 104億円 | 9.3%増  | 7億2千万円  | 13.0%増              |
| 不動産事業       | 37億円  | 1.8%減  | 22億4千万円 | 3.8%減               |

### 繊維事業

売上高  
**485億円** | 売上高構成比  
**32.2%**

糸は、高性能製品「NaTech（ネイテック）」の販売が順調に推移、タイ子会社でもデニム向けの販売が順調。テキスタイルは、中東向け素材は堅調、カジュアル向け素材の受注が減少。繊維製品は、暑熱環境下におけるリスク低減の管理システム「Smartfit（スマートフィット）」は販売が増加、カジュアル衣料の受注が減少。

### 食品・サービス事業

売上高  
**104億円** | 売上高構成比  
**6.9%**

食品は、成型スープの販売は減少、即席麺具材などが好調。ホテル関連は、好調な国内旅行やインバウンド需要の影響により、増収。

### 化成製品事業

売上高  
**660億円** | 売上高構成比  
**43.8%**

軟質ウレタンは、自動車内装材向けの受注は中国子会社が低調に推移、国内およびブラジル子会社は順調。機能樹脂製品は、半導体製造装置向け高機能樹脂製品や太陽電池向け機能フィルムの受注が堅調。住宅用建材は、断熱材の販売が低調に推移、集合住宅向けプレキャストコンクリート製品の受注が増加。不織布は、自動車フィルター向けの販売が回復。

### 環境メカトロニクス事業

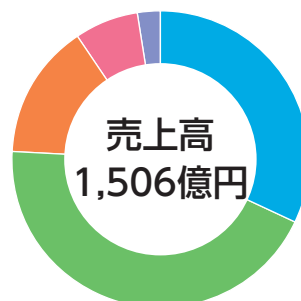
売上高  
**219億円** | 売上高構成比  
**14.6%**

エレクトロニクスは、子会社のウェハー洗浄装置の販売台数は減少、半導体業界向け液体成分濃度計が好調に推移、膜厚計なども順調。エンジニアリングは、排ガス処理設備などが順調、子会社でも医薬品製造業界向け設備の工事が順調に進捗。バイオメディカルは、攪拌脱泡装置などが堅調。前期に工作機械等の製造・販売を行っていた子会社の全株式を譲渡した影響もありセグメント全体では減収。

### 不動産事業

売上高  
**37億円** | 売上高構成比  
**2.5%**

不動産賃貸は、租税課金等の増加もあり減益。



# 事業報告

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

## 1. 当社グループの現況に関する事項

### (1) 当社グループの事業の経過およびその成果

| 売上高      |                 | 営業利益            |                 |
|----------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 1,506億円  | 前年同期比<br>0.4%減  | 103億1千万円        | 前年同期比<br>12.3%増 |
| 経常利益     |                 | 親会社株主に帰属する当期純利益 |                 |
| 117億8千万円 | 前年同期比<br>15.6%増 | 90億1千万円         | 前年同期比<br>33.8%増 |

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業の設備投資や政府支出の増加などにより、景気は緩やかな回復基調で推移しましたが、物価高のなか、強まる節約志向により個人消費が落ち込み、力強さに欠けました。

このような環境下にあって当社グループは、最終年度を迎えた中期経営計画「Progress'24」の基本方針である「高収益事業の拡大と持続可能な成長に向けた基盤事業の強化」のもと、半導体製造関連や機能フィルムといった成長・注力事業の業容拡大と繊維や軟質ウレタンをはじめとする基盤事業の収益力強化などに注力しました。

この結果、売上高は1,506億円（前年同期比0.4%減）、営業利益は103億1千万円（同12.3%増）、経常利益は117億8千万円（同15.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は90億1千万円（同33.8%増）となりました。

各事業別の概況につきましては、以下のとおりであります。

## 繊維事業

### 主要な事業内容

●糸、テキスタイル、繊維製品（縫製品等）の製造・販売

売上高

485億円

前年同期比 5.0%減

営業利益

7千万円

前年同期 営業損失2億5千万円

糸は、原料改質技術を活用した高機能製品「NaTech（ネイテック）」の販売が順調に推移し、タイ子会社でもデニム向けの販売が順調で、増収となりました。

テキスタイルは、中東向け素材は堅調でしたが、カジュアル衣料向け素材の受注が減少し、減収となりました。

繊維製品は、暑熱環境下におけるリスク低減の管理システム「Smartfit（スマートフィット）」は販売が増加しましたが、カジュアル衣料の受注が減少し、減収となりました。

この結果、売上高は485億円（前年同期比5.0%減）、営業利益は7千万円（前年同期は営業損失2億5千万円）となりました。

## 化成品事業

### 主要な事業内容

●軟質ウレタン、機能樹脂製品（機能フィルム、高機能樹脂加工品）、住宅用建材（合成木材、無機建材、硬質ウレタン）、その他（不織布、機能資材）の製造・加工・販売

売上高

660億円

前年同期比 7.6%増

営業利益

50億3千万円

前年同期比 26.9%増

軟質ウレタンは、自動車内装材向けの受注が、中国子会社では低調でしたが、国内およびブラジル子会社は順調に推移し、原料価格や労務費の価格転嫁も進めた結果、増収となりました。

機能樹脂製品は、半導体製造装置向け高機能樹脂製品や太陽電池向け機能フィルムの受注が堅調で、増収となりました。

住宅用建材は、断熱材の販売が低調に推移しましたが、集合住宅向けプレキャストコンクリート製品の受注が増加し、増収となりました。

不織布は、自動車フィルター向けの販売が回復しました。

この結果、売上高は660億円（前年同期比7.6%増）、営業利益は50億3千万円（同26.9%増）となりました。

なお、自動車内装材向け軟質ウレタンの製造・販売を行っていた広州倉敷化工製品有限公司の全持分を2025年3月28日に譲渡しました。

## 環境メカトロニクス事業

### 主要な事業内容

- エレクトロニクス（色彩・生産管理等に関する情報システム機器、検査・計測システム）の製造・販売・保守
- エンジニアリング（環境・エネルギー関連の各種プラント等の設計・製作・施工・販売、バイオマス発電事業）
- その他（バイオ関連製品）の製造・販売

### 売上高

219億円

前年同期比 14.1%減

### 営業利益

33億4千万円

前年同期比 6.5%減

エレクトロニクスは、子会社のウェハー洗浄装置の販売台数は減少しましたが、半導体業界向け液体成分濃度計が好調に推移し、また膜厚計なども順調で、増収となりました。

エンジニアリングは、半導体業界向け薬液供給装置は低調に推移しましたが、排ガス処理設備などが順調で、また子会社でも医薬品製造業界向け設備の工事が順調に進捗し、増収となりました。

バイオメディカルは、攪拌脱泡装置などが堅調で、増収となりました。

この結果、前期に工作機械等の製造・販売を行っていた子会社の全株式を譲渡した影響もあり、売上高は219億円（前年同期比14.1%減）、営業利益は33億4千万円（同6.5%減）となりました。

## 食品・サービス事業

### 主要な事業内容

- フリーズドライ食品の製造・販売
- ホテル、自動車教習所等の経営ほか

### 売上高

104億円

前年同期比 9.3%増

### 営業利益

7億2千万円

前年同期比 13.0%増

食品は、成型スープの販売は減少しましたが、即席麺具材などが好調で、増収となりました。

ホテル関連は、好調な国内旅行やインバウンド需要の影響により、増収となりました。

この結果、売上高は104億円（前年同期比9.3%増）、営業利益は7億2千万円（同13.0%増）となりました。

## 不動産事業

### 主要な事業内容

- 不動産の賃貸

### 売上高

37億円

前年同期比 1.8%減

### 営業利益

22億4千万円

前年同期比 3.8%減

不動産賃貸は、売上高は37億円（前年同期比1.8%減）、租税課金等の増加もあり、営業利益は22億4千万円（同3.8%減）となりました。

## (2) 当社グループが対処すべき課題

今後の経済情勢につきましては、引き続き、緩やかな回復基調で推移するものと思われますが、ウクライナ情勢や中東情勢は不安定な状況が続き、中国経済の回復も見通せないなか、米政権が推し進める追加関税などの政策変更により世界経済が景気後退に陥るリスクも懸念され、先行きは極めて不透明な状況です。

このような経営環境のなかで、当社グループは、2030年のあるべき姿を描いた「長期ビジョン2030」の第3ステージにあたる3ヵ年の新中期経営計画「Accelerate'27」(2025年4月～2028年3月)を策定し、2025年4月よりスタートしました。

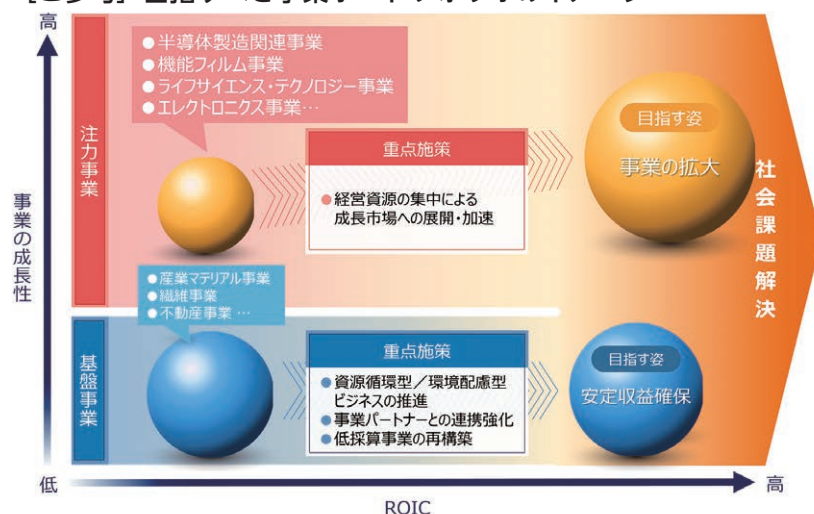
「Accelerate'27」では、基本方針を「高収益事業の成長加速と経営資源の効率的な活用による企業価値の向上」とし、以下の重点施策に取り組むとともに、目標の達成に向けて、経営資源を効率的に活用しながら、更なる成長を加速させるための最適な事業ポートフォリオを構築してまいります。

### <重点施策>

#### ① 成長市場に向けた注力事業の展開・加速と基盤事業の収益力強化

半導体製造関連や自動化・制御装置、メディカルといった成長を続ける市場に向け、収益力の高い注力事業、すなわち高機能プロダクツ事業、エレクトロニクス事業、ライフサイエンス・テクノロジー事業等へ経営資源を集中し、事業の拡大を加速いたします。

#### [ご参考] 目指すべき事業ポートフォリオのイメージ



また、社会課題の解決に資する、基盤事業における安定収益の確保と、低採算事業の収益構造の転換を図ることで、グループ全体の経営基盤を支えていくための収益力を強化してまいります。

## ② R&D活動の強化と新規事業の創出・収益化

ロボットセンシング、セミコンソリューション、ライフサイエンス・テクノロジー、マテリアルソリューションに重点を置いた研究開発活動を推進し、新規事業の創出と早期収益化を図ります。また、公的機関やベンチャー企業とも連携し、持続的成長を支える、次世代技術の創出を目指します。

## ③ サステナブル社会の実現への貢献

当社グループは、「サステナビリティに関する基本方針」および経営理念のもと、持続可能な社会の実現と企業価値の向上を目指すサステナブル経営を一層推進するため、サステナビリティ・CSRに係るガバナンス体制を一部変更し、「サステナビリティ委員会」を設置しました。新たな体制の下、人権や法令順守といったコンプライアンス面での統治だけでなく、当社グループのマテリアリティへの取組みを一層強化するとともに、サプライチェーンの適切な管理にも注力し、サステナブル社会の実現に資する活動を推進してまいります。

当社グループのサステナビリティに関する取組みの詳細は、以下の当社ホームページに掲載しています。

当社グループのサステナビリティ：<https://www.kurabo.co.jp/sustainability/>

## ④ エンゲージメントの高い組織の構築

変化の激しい時代の中で、「イノベーションと高収益を生み出す強い企業グループ」を目指し、企業価値を持続的に向上させるため、好奇心と行動力で新しい価値を生み出すことのできる、チャレンジ精神と創造的思考力を持った社員の育成に注力しています。

働きやすさとやりがいを感じられる職場環境の中で、社員一人一人が企業価値の持続的向上に主体的に貢献する「エンゲージメントの高い組織」の構築のための施策に取り組んでまいります。

## <投資の基本方針>

企業価値の持続的な向上を図るため、成長に向けたM&Aや設備投資、研究開発や知的財産、人材への投資などへ積極的かつ継続的に、また適切に投入してまいります。

設備投資については、持続的な成長を図るためにも、優先的に注力事業や環境に配慮した投資を実施いたします。

## ＜財務・資本政策＞

### ① 株主還元の方針

当社は、株主の皆様に対する配当を企業の重要課題の一つであるとの認識に立ち、継続的・安定的な利益還元を基本としており、「Accelerate'27」期間においては、株主資本配当率（DOE）4%を目標値として設定いたしました。

また、株主還元の充実および資本効率の向上を図るため、「Accelerate'27」の3年間で200億円の自己株式の取得を併せて実施してまいります。

### ② 政策保有株式の縮減方針

政策保有株式につきましては、売却を段階的に進め、「Accelerate'27」の最終年度である2027年度末までに連結純資産比20%未満まで縮減する方針です。

## ＜キャッシュ・アロケーション＞

「Accelerate'27」では、資金の源泉（キャッシュイン）として、3年間で生み出す営業キャッシュフローと非営業資産である政策保有株式の売却収入を見込んでいます。

これらのキャッシュインに対するアロケーションは、投資の基本方針に則った成長のための設備投資・M&Aや、資本政策に則った配当と自己株式の取得に充ててまいります。

各事業別の対処すべき課題は、以下のとおりであります。

## 化成品事業

高機能プロダクツ（高機能樹脂製品、機能フィルム）を成長・注力事業と位置付け、経営資源を集中して業容拡大に取り組んでまいります。高機能樹脂製品では、半導体市場の今後の更なる拡大に向け、今春稼働した熊本イノベーションセンターを活用し、業容拡大に取り組み、機能フィルムでは三重工場の新ラインを活用した拡販を進めてまいります。

基盤事業と位置付けている産業マテリアル（軟質ウレタン、住宅用建材、機能資材、不織布）では、安定した収益確保に向けて生産体制の効率化に取り組むとともに、新商品開発・新市場開拓にも取り組んでまいります。

また、今後の市場拡大が見込まれる熱可塑性炭素繊維複合シート「KURAPOWER SHEET(クラパワーシート)」の早期事業化に向けたマーケティング活動と技術開発に注力してまいります。

## 繊維事業

糸では、原料改質技術を活用した高機能製品「NaTech（ネイテック）」の開発推進と販売拡大、ユニフォームでは、「PROBAN（プロバン）」、「BREVANO（ブレバノ）」等の防災素材や、暑熱環境下におけるリスク低減の管理システム「Smartfit（スマートフィット）」など、働く人へ安全と快適を提供するビジネスへの転換を進め、カジュアルでは、需要の高まる軽量で機能性の高い快適な独自のテキスタイル開発と海外生産拠点を活用した高品質で短納期対応が可能な生産体制の構築に取り組んでまいります。これらの取り組みにより、各分野でサステナブル社会の実現に貢献できる商品・技術の開発、販売を行ってまいります。

なお、事業の構造改革の一環として、2025年3月25日開催の取締役会において、安城工場を閉鎖することを決議しました。今後は、高付加価値素材の開発拠点として、テキスタイル・イノベーションセンターの機能を強化するとともに、紡績・織布については、生産は海外関係会社等に移管し、グローバルサプライチェーン全体を見据えた供給体制を整備することで、繊維事業セグメント全体の収益基盤強化を図ってまいります。

## 環境メカトロニクス事業

ライフサイエンス・テクノロジーでは、臨床検査市場への進出や遺伝子抽出・解析関連での業容拡大に加え、攪拌脱泡装置「MAZERUSTAR（マゼルスター）」の医療材料、化粧品、エネルギーなど新たな市場への拡販に取り組んでまいります。また、高速3Dビジョンセンサー「KURASENSE（クラセンス）」の商品開発力の強化や7軸協働ロボットシステム「KURAVIZON（クラビゾン）」の拡販に注力してまいります。

エレクトロニクスでは、商品力強化による競争優位性の獲得、海外市場への拡販に努め、半導体関連の検査・計測ビジネスおよび、鉄道や路面をはじめとしたインフラ検査ビジネスの拡大を図ってまいります。

エンジニアリングでは、バイオマスボイラー、水族館、医薬品製造工場など設備プラント工事の受注拡大や半導体関連設備、家畜排せつ物処理装置「FUNTO（フント）」の拡販など、環境・設備関連ビジネスの拡大と新商品開発に取り組んでまいります。

## 食品・サービス事業

食品事業では、消費者の節約志向に対応すべく、安価でありながら付加価値の高い商品の開発・提案にも注力し、顧客満足度の向上に努めてまいります。また、引き続き環境面にも配慮した事業活動も積極的に進めてまいります。

ホテル関連では、インバウンド需要を取り込むための販促活動を更に強化するとともに、魅力的な商品・サービスの開発・提供などによる集客力の強化を図ってまいります。

## 不動産事業

大型商業施設賃貸事業では、賃貸先の経営環境を注視しながら、効率的な事業推進を行い、引き続き、長期安定収益の維持・確保に努めてまいります。

また、遊休地の再開発等による早期収益化についても、取り組んでまいります。

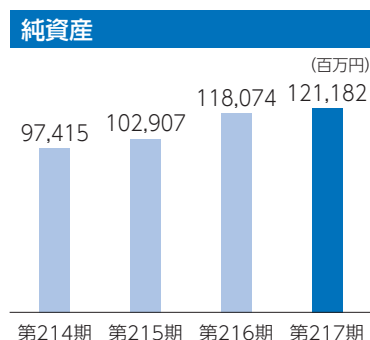
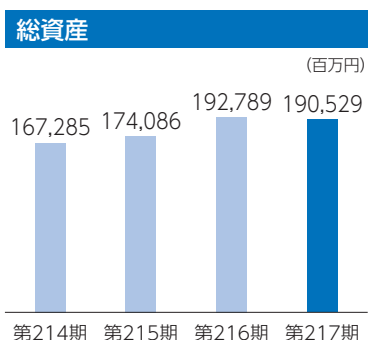
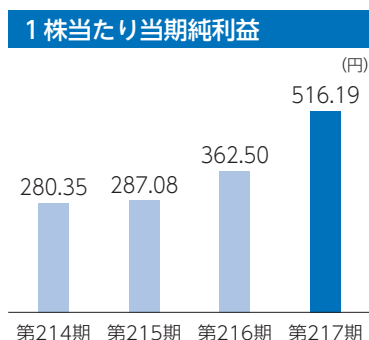
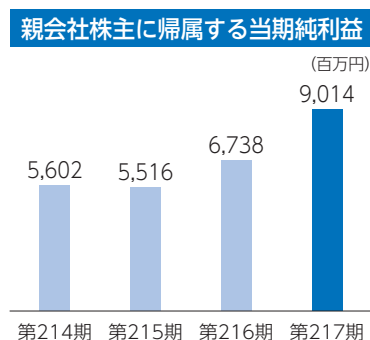
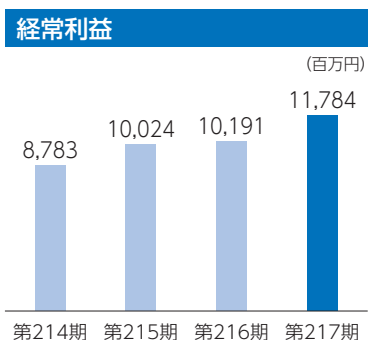
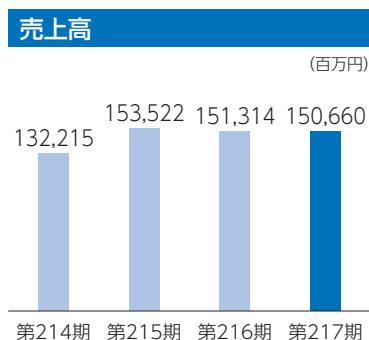
### (3) 当社グループの設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資額は、総額71億円であります。

化成品事業においては、熊本事業所の新棟建設やフッ素素材樹脂の生産設備導入などの投資を行いました。これらの投資により注力事業である高機能樹脂製品の生産能力増強につなげてまいります。また、食品・サービス事業においても環境関連の投資を行いました。

#### (4) 当社グループの財産および損益の状況の推移

| 区 分                       | 第214期<br>(2022年3月期) | 第215期<br>(2023年3月期) | 第216期<br>(2024年3月期) | 第217期<br>(2025年3月期) |
|---------------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 売 上 高 (百万円)               | 132,215             | 153,522             | 151,314             | 150,660             |
| 経 常 利 益 (百万円)             | 8,783               | 10,024              | 10,191              | 11,784              |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益 (百万円) | 5,602               | 5,516               | 6,738               | 9,014               |
| 1株当たり当期純利益 (円)            | 280.35              | 287.08              | 362.50              | 516.19              |
| 総 資 産 (百万円)               | 167,285             | 174,086             | 192,789             | 190,529             |
| 純 資 産 (百万円)               | 97,415              | 102,907             | 118,074             | 121,182             |



- (注) ①1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式数控除後）に基づいて算出しております。
- ②第215期は、繊維事業のカジュアル衣料品や化成品事業の半導体製造装置向け高性能樹脂加工品の販売が順調に推移したことなどにより、売上高および経常利益ともに増加しました。親会社株主に帰属する当期純利益は、特別損失に減損損失を計上したことなどにより減少しました。また、総資産は、棚卸資産や投資有価証券の増などにより増加し、純資産は、その他有価証券評価差額金や利益剰余金の増などにより増加しました。
- ③第216期は、繊維事業の繊維製品が顧客の在庫調整などの影響を受けて受注が減少したことなどにより、売上高は減少しましたが、化成品事業や環境メカトロニクス事業の業績が順調に推移し、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益ともに増加しました。また、総資産は、株価上昇に伴う投資有価証券の増などにより増加し、純資産は、その他有価証券評価差額金や利益剰余金の増などにより増加しました。
- ④当連結会計年度の損益の状況につきましては、前記(1)に記載のとおりとなりました。また、総資産は、受取手形、売掛金及び契約資産や現金及び預金の減などにより減少し、純資産は、利益剰余金やその他有価証券評価差額金の増などにより増加しました。

2. 当社グループの概況（2025年3月31日現在）

(1) 当社グループの主要な事業所

①子会社

子会社の所在地は、後記(2)のとおりです。

②当社

| 区 分       | 名 称   |           | 所 在 地         |
|-----------|-------|-----------|---------------|
| 営業所および研究所 | 大 阪   | 本 社       | 大 阪 市 中 央 区   |
|           | 東 京   | 支 社       | 東 京 都 港 区     |
|           | 技 術   | 研 究 所     | 大 阪 府 寝 屋 川 市 |
| 工 場       | 織 維   | 安 城 工 場   | 愛 知 県 安 城 市   |
|           |       | 徳 島 工 場   | 徳 島 県 阿 南 市   |
|           | 化 成 品 | 寝 屋 川 工 場 | 大 阪 府 寝 屋 川 市 |
|           |       | 裾 野 工 場   | 静 岡 県 裾 野 市   |
|           |       | 群 馬 工 場   | 群 馬 県 伊 勢 崎 市 |
|           |       | 鴨 方 工 場   | 岡 山 県 浅 口 市   |
|           |       | 三 重 工 場   | 三 重 県 津 市     |
|           |       | 熊 本 事 業 所 | 熊 本 県 菊 池 市   |

(注) ①2025年3月25日開催の取締役会において、2025年6月末を目途に安城工場を閉鎖することを決定しました。

②2025年4月1日付で熊本事業所を熊本イノベーションセンターに改称しました。

## (2) 当社の重要な子会社の状況

### ①重要な子会社の異動

当社は2025年3月をもって、重要な子会社であった広州倉敷化工製品有限公司の全持分を譲渡しました。

また、広州倉福塑料有限公司は、当期から重要な子会社として記載しないこととし、クラシキ・ケミカル・プロダクツ・ド・ブラジル(有)は、当期から重要な子会社として記載することとしました。

### ②重要な子会社の状況

| 区分 | 会 社 名            | 資 本 金  | 当社の議決権比率 | 主 要 な 事 業 内 容                        | 所 在 地   |
|----|------------------|--------|----------|--------------------------------------|---------|
| 国内 | 日本ジフィー食品(株)      | 440百万円 | 100      | フリーズドライ食品の製造・販売                      | 大阪市中央区  |
|    | (株)クラボウインターナショナル | 350百万円 | 100      | 繊維製品（縫製品等）の製造・販売                     | 大阪市中央区  |
|    | 倉敷繊維加工(株)        | 350百万円 | 100      | 不織布、機能資材の製造・加工・販売                    | 大阪市中央区  |
|    | 東名化成(株)          | 200百万円 | 100      | 軟質ウレタンの製造・加工・販売                      | 愛知県日進市  |
|    | シーダム(株)          | 120百万円 | 100      | 機能フィルムの製造・加工・販売                      | 大阪市中央区  |
|    | クラボウケミカルワークス(株)  | 100百万円 | 100      | 高機能樹脂加工品、軟質ウレタン、硬質ウレタン、合成木材の製造・加工・販売 | 広島県東広島市 |
|    | (株)倉敷アイビースクエア    | 100百万円 | 100      | ホテルの経営ほか                             | 岡山県倉敷市  |

| 区分 | 会 社 名                     | 資 本 金       | 当社の議決権比率     | 主 要 な 事 業 内 容   | 所 在 地             |
|----|---------------------------|-------------|--------------|-----------------|-------------------|
| 海外 | クラシキ・ド・ブラジル・テキスタイル(有)     | 18,764千リアル  | 99.8%        | 糸の製造・販売         | ブラジル国<br>ポンタグロッサ市 |
|    | クラシキ・ケミカル・プロダクツ・ド・ブラジル(有) | 51,765千リアル  | 100<br>(0.3) | 軟質ウレタンの製造・加工・販売 | ブラジル国<br>レメ市      |
|    | タイ・クラブウ(株)                | 550,000千バーツ | 84.4         | 糸、テキスタイルの製造・販売  | タイ国<br>バンコック市     |
|    | (株)クラブウ・マヌンガル・テキスタイル      | 36,000千米ドル  | 51.7         | 糸、テキスタイルの製造・販売  | インドネシア国<br>ジャカルタ市 |

- (注) ①上記記載の重要な子会社11社を含め、当連結会計年度の連結子会社は21社、持分法適用会社は2社であります。
- ②「当社の議決権比率」欄の（ ）内は間接所有割合であり、内数であります。
- ③(株)クラブウ・マヌンガル・テキスタイルにつきましては、2025年3月に増資を行い、資本金が36,000千米ドルとなりました。

### 3. 当社の取締役に関する事項 (2025年3月31日現在)

#### (1) 当社の取締役の氏名等

| 地 位                    | 氏 名       | 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                     |
|------------------------|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代 表 取 締 役<br>取 締 役 会 長 | 藤 田 晴 哉   |                                                                                               |
| 代 表 取 締 役<br>取 締 役 社 長 | 西 垣 伸 二   |                                                                                               |
| 取 締 役<br>専 務 執 行 役 員   | 北 畠 篤     | 繊維事業部長                                                                                        |
| 取 締 役<br>専 務 執 行 役 員   | 馬 場 紀 生   | 化成品事業部長                                                                                       |
| 取 締 役<br>常 務 執 行 役 員   | 川 野 憲 志   | 環境メカトロニクス事業部長                                                                                 |
| 取 締 役<br>執 行 役 員       | 稲 岡 進     | 企画室、人事部、施設環境部、知的財産部、<br>技術研究所担当                                                               |
| 取 締 役<br>執 行 役 員       | 藤 井 裕 詞   | 経財部、システム部、総務部、不動産開発部担当                                                                        |
| 取 締 役<br>(常勤監査等委員)     | 岡 田 治     |                                                                                               |
| 取 締 役<br>(監査等委員)       | 茂 木 鉄 平   | 重要な兼職の状況<br>(株)ニイタカ 社外取締役 (監査等委員)<br>公益社団法人日本仲裁人協会 常務理事<br>弁護士法人大江橋法律事務所 社員<br>大江橋法律事務所 パートナー |
| 取 締 役<br>(監査等委員)       | 新 川 大 祐   | 重要な兼職の状況<br>(株)島精機製作所 社外取締役 (監査等委員)<br>北斗税理士法人 代表社員                                           |
| 取 締 役<br>(監査等委員)       | 西 村 元 秀   | 重要な兼職の状況<br>泉州電業(株) 代表取締役社長                                                                   |
| 取 締 役<br>(監査等委員)       | 谷 澤 実 佐 子 | 重要な兼職の状況<br>谷澤公認会計士事務所 代表                                                                     |

(注) ①取締役（監査等委員） 茂木鉄平氏、新川大祐氏、西村元秀氏および谷澤実佐子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。4氏は、当社が定める「社外取締役の独立性に関する基準」の要件を満たしており、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員であります。なお、「社外取締役の独立性に関する基準」につきましては、株主総会参考書類に掲載しております。

②取締役（監査等委員） 新川大祐氏および谷澤実佐子氏は、公認会計士・税理士の資格を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

③監査等委員会の情報収集の充実を図り、内部監査部門との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために岡田 治氏を常勤の監査等委員として選定しております。

④当社では、執行役員制度を採用し、経営と執行の分離を行い、迅速な経営の意思決定を行う体制を構築しております。執行役員は18名で、上記記載の取締役を兼務する専務執行役員2名、常務執行役員1名、執行役員2名のほかに、常務執行役員 相徳朗人、中川眞豪、執行役員 平田政弘、松井一雄、森重 潔、黒澤昭夫、丸毛浩嗣、磯部将典、森松禎文、小松 亮、山内一平、中野正志、西井昌一の13名で構成されております。

⑤取締役、執行役員の指名、報酬の決定に関する客観性・透明性の確保、説明責任の強化を目的として、委員長および委員の過半数が独立社外取締役で構成される任意の「指名・報酬諮問委員会」を設置しております。

当該委員会の概要は、以下のとおりであります。

ア. 目的

取締役、執行役員の指名、報酬等の決定に係る客観性・透明性の確保と説明責任の強化

イ. 権限

取締役会の諮問に応じ、取締役、執行役員に関する以下の事項について審議・決定し、その内容を取締役会に答申する。取締役会は指名・報酬諮問委員会の答申を最大限尊重するものとする。

- ・ 役員の選任、再任および解任に関する事項
- ・ 監査等委員を除く役員の報酬等に関する事項

ウ. 委員会の構成

委員長：茂木鉄平（独立社外取締役・監査等委員）

委員：藤田晴哉（代表取締役・取締役会長）、西垣伸二（代表取締役・取締役社長）、岡田 治（取締役・常勤監査等委員）、新川大祐（独立社外取締役・監査等委員）、西村元秀（独立社外取締役・監査等委員）、谷澤実佐子（独立社外取締役・監査等委員）

## エ. 活動内容

当事業年度においては計6回の指名・報酬諮問委員会を開催し、以下の事項について審議の上、答申を決定し、取締役会への報告を行いました。

- ・選任、再任、昇任等の対象役員候補者およびその他幹部社員等に関する事項
- ・監査等委員である取締役の報酬を除く役員報酬に関する基本方針、諸制度の運用状況等に関する事項

- ⑥当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。当該保険契約では、当社の取締役が被保険者とされており、被保険者が取締役として行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が負担することとなる損害賠償金や争訟費用等が填補されるものとされており、被保険者の保険料は、当社が全額負担しております。また、被保険者の犯罪行為や法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為を補償対象外とするなど被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。なお、当該保険契約は、2025年7月に同内容での更新を予定しております。

## (2) 当事業年度に係る取締役の報酬等

### ①取締役の個人別の報酬等の内容決定に関する方針に関する事項

#### ア. 取締役（監査等委員であるものを除く。）

##### （ア）方針の決定方法

当社は、取締役（監査等委員であるものを除く。）の個人別の報酬等の内容決定に関する方針を取締役会の決議に基づき定めております。

なお、当該方針については、指名・報酬諮問委員会の答申を得ております。

##### （イ）方針の内容の概要

取締役（監査等委員であるものを除く。）の個人別の報酬等の内容決定に関する方針は、以下のとおりであります。

#### 1. 基本方針

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の報酬は、基本報酬（金銭報酬）および業績連動型株式報酬により構成することとし、株主総会の決議により定められたそれぞれの上限額等の範囲内で、代表権の有無、役職等を基に決定すること、業績連動型株式報酬については、業績および株式価値との連動性を明確にし、業績向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めるものとするを基本方針とする。

#### 2. 取締役の個人別の報酬等の算定方法の決定に関する方針等（取締役に対し報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

- ・ 取締役の報酬のうち基本報酬については、代表権の有無、個々の職責および実績、会社業績、社会水準等を総合的に勘案の上決定し、毎月現金で支払うこととする。
- ・ 取締役の報酬のうち業績連動型株式報酬については、当社グループの持続的な成長に向けた健全なインセンティブとすることを目的に、中期経営計画の業績目標およびROE目標の達成度に応じて、取締役会で決定された規程に基づき交付株式数が算出され、取締役退任後に当該株式が交付されるものとする。

### 3. 金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

基本報酬（金銭報酬）と業績連動型株式報酬の支給割合については、基本報酬（金銭報酬）を主としつつ、取締役に対する適切なインセンティブとなるよう決定する。

### 4. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法等

- ・ 取締役の個人別の報酬の内容に関する決定手続の透明性、客観性等を確保するため、委員長および委員の過半数が独立社外取締役で構成される、取締役の指名・報酬に関する任意の「指名・報酬諮問委員会」を設置する。
- ・ 取締役会は、取締役の個人別の報酬の内容に関する指名・報酬諮問委員会の答申および監査等委員会の意見をふまえて当該内容を決定することを条件として、当該内容の決定を代表取締役社長に一任する。
- ・ 代表取締役社長は、指名・報酬諮問委員会の答申内容、監査等委員会の意見および取締役会の協議内容をふまえた上で、上記の委任に基づき、取締役の個人別の報酬の内容を決定する。  
また、代表取締役社長は、当該決定を行った後、当該決定の内容を指名・報酬諮問委員会に報告する。

(ウ) 取締役会が個人別の報酬等の内容決定が上記ア、（イ）の方針に沿うものであると判断した理由

取締役会は、上記ア、（イ）の権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、取締役の個人別の報酬の内容の決定に際しては、指名・報酬諮問委員会の答申、監査等委員会の意見および取締役会の協議内容をふまえることを条件として委任（一任）の決議を行っているほか、代表取締役社長は、当該決定を行った後、当該決定の内容を指名・報酬諮問委員会に報告すべきものとしているところ、代表取締役社長による個人別の報酬等の内容決定に関しては、これらの手続がいずれも履践されていることから、取締役会としては、当該決定に係る個人別の報酬等の内容は上記ア、（イ）の方針に沿うものであると判断しております。

## イ. 監査等委員である取締役

監査等委員である各取締役の報酬の決定に関しては、固定金銭報酬とし、株主総会の決議により定められた報酬総額の上限額の範囲内で、監査等委員である取締役が、常勤・非常勤の別、役割、社会水準等を総合的に勘案の上、協議により決定することを基本方針としております。当該方針は取締役会の決議に基づき定めております。

### ②取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の報酬等に関する株主総会の決議年月日は、2016年6月29日および2019年6月27日であり、決議の内容は、それぞれ以下のとおりであります。

#### <2016年6月29日開催 第208回定時株主総会>

取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額を月額2,500万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まず。）、監査等委員である取締役の報酬額を月額500万円以内としております。当該定時株主総会終了直後における対象となる役員は、取締役（監査等委員であるものを除く。）7名、監査等委員である取締役4名であります。

#### <2019年6月27日開催 第211回定時株主総会>

取締役（社外取締役、監査等委員である取締役および国内非居住者である取締役を除く。）を対象に、2016年6月29日開催の第208回定時株主総会において承認された取締役の報酬の限度額とは別枠で、業績連動型株式報酬制度を導入しております。当該定時株主総会終了直後における本制度の対象となる取締役（社外取締役、監査等委員である取締役および国内非居住者である取締役を除く。）は、7名です。なお、本制度の概要については、下記⑤、イをご参照ください。

### ③取締役（監査等委員であるものを除く。）の個人別の報酬等の内容決定に係る委任（一任）に関する事項

#### ア．委任を受けた者の氏名、地位・担当、委任（一任）の理由およびその権限等

当社においては、取締役の個人別の報酬等については、指名・報酬諮問委員会の答申内容、監査等委員会の意見および取締役会の協議内容をふまえた上で、取締役会の委任（一任）に基づき、代表取締役社長である西垣伸二が、内容を決定しております。

取締役の個人別の報酬等のうち基本報酬については、代表権の有無、個々の職責および実績、会社業績、社会水準等を総合的に勘案の上決定するものとされているところ、これらの諸要素、とりわけ個々の職責および実績ならびに会社業績についての判断は、当社グループ全体の業績および個々の取締役の業務執行状況等を俯瞰的に把握している代表取締役社長がこれを行うことが最も適切であると考え、上記の決定に関する委任（一任）を行っております。なお、取締役の個人別の報酬等のうち業績連動型株式報酬については、中期経営計画の連結営業利益および連結ROEの目標達成度に応じて、取締役会で決定された規程に基づき交付株式数が算出されております。

#### イ．ア．の権限が適切に行使されるようにするための措置

上記①、ア、（ウ）に記載のとおり、取締役の個人別の報酬の内容の決定に際して、指名・報酬諮問委員会の答申、監査等委員会の意見および取締役会の協議内容をふまえることを条件として委任（一任）の決議を行うこと、および、当該決定を行った後、代表取締役社長より当該決定の内容を指名・報酬諮問委員会に報告するという措置を講じております。

### ④指名・報酬諮問委員会および取締役会の活動内容

指名・報酬諮問委員会の活動内容につきましては、事業報告25頁をご参照ください。役員報酬に関する取締役会の活動内容につきましては、以下のとおりであります。

#### <活動内容>

監査等委員である取締役の報酬を除く役員の報酬について、取締役の個人別の報酬の内容に関する指名・報酬諮問委員会の答申、監査等委員会の意見および取締役会の協議内容をふまえることを条件とし、当該内容の決定についての代表取締役社長への委任（一任）の決定

# ⑤当事業年度に係る取締役の報酬等の額

## ア．取締役の報酬等の総額

| 役 員 区 分                               | 報酬等の総額<br>(百万円) | 報酬等の種類別の総額<br>(百万円) |           | 対象となる<br>役員の員数<br>(人) |
|---------------------------------------|-----------------|---------------------|-----------|-----------------------|
|                                       |                 | 基本報酬                | 業績連動型株式報酬 |                       |
| 取 締 役<br>(監査等委員を除く。)<br>(社外取締役を除く。)   | 284             | 250                 | 34        | 7                     |
| 取 締 役<br>( 監 査 等 委 員 )<br>(社外取締役を除く。) | 21              | 21                  | －         | 1                     |
| 社 外 役 員                               | 27              | 27                  | －         | 4                     |

(注) 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

## イ．業績連動報酬等および非金銭報酬等に関する事項

当社における取締役の報酬は、基本報酬（金銭報酬）および業績連動型株式報酬により構成されているところ、業績連動型株式報酬については、当社グループの持続的な成長に向けた健全なインセンティブとなるよう、中期経営計画の連結営業利益および連結ROEの目標達成度を業績指標としており、当該達成度に応じて、取締役会で決定された規程に基づき交付株式数が算出され、取締役退任後に当該株式が交付されるものとされております。

業績連動型株式報酬に係る指標の目標および実績は、以下のとおりであります。

| 業績連動指標 | 2024年度 目標 | 2024年度 実績 |
|--------|-----------|-----------|
| 連結営業利益 | 96億円      | 103億円     |
| 連結ROE  | 7.0%      | 7.6%      |

また、当該業績連動型株式報酬は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各取締役が付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に交付されるというものであります。当該業績連動型株式報酬制度の概要は、以下のとおりであります。なお、本制度の対象期間は、2020年3月末で終了する事業年度から2022年3月末で終了する事業年度までの3事業年度（以下、「当初対象期間」といいます。）でしたが、2022年6月29日開催の取締役会において、上記②の第211回定時株主総会決議の内容の範囲内で本制度を継続することを決議し、2025年3月末で終了する事業年度までとなっております。

|                                                     |                                                                                                |
|-----------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 本制度の対象者                                           | 当社取締役（社外取締役、監査等委員である取締役および国内非居住者を除く。）                                                          |
| ② 対象期間                                              | 2020年3月31日で終了する事業年度から<br>2025年3月31日で終了する事業年度まで                                                 |
| ③ ②の対象期間において、取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限 | 当初対象期間は、3事業年度を対象として合計金200百万円。<br>延長した対象期間中に、その延長する対象期間の事業年度数に金67百万円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加拠出します。 |
| ④ 当社株式の取得方法                                         | 自己株式の処分による方法または取引所市場（立会外取引を含む。）から取得する方法                                                        |
| ⑤ ①の取締役に付与されるポイント総数の上限                              | 1事業年度あたり40,000ポイント                                                                             |
| ⑥ ポイント付与基準                                          | 役位および業績目標の達成度等に応じたポイントを付与                                                                      |
| ⑦ ①の取締役に對する当社株式の交付時期                                | 原則として退任時                                                                                       |

### (3) 社外取締役に関する事項

#### ①重要な兼職の状況等

| 区 分                  | 氏 名       | 兼 職 先 法 人 等   | 兼 職 の 内 容        | 関 係 |
|----------------------|-----------|---------------|------------------|-----|
| 社 外 取 締 役<br>(監査等委員) | 茂 木 鉄 平   | (株)ニイタカ       | 社外取締役<br>(監査等委員) | —   |
|                      |           | 公益社団法人日本仲裁人協会 | 常務理事             | —   |
|                      |           | 弁護士法人大江橋法律事務所 | 社員               | —   |
|                      |           | 大江橋法律事務所      | パートナー            | —   |
|                      | 新 川 大 祐   | (株)島精機製作所     | 社外取締役<br>(監査等委員) | —   |
|                      |           | 北斗税理士法人       | 代表社員             | —   |
|                      | 西 村 元 秀   | 泉州電業(株)       | 代表取締役社長          | —   |
|                      | 谷 澤 実 佐 子 | 谷澤公認会計士事務所    | 代表               | —   |

#### ②当事業年度における主な活動状況

##### ア．取締役会および監査等委員会等への出席状況

各社外取締役の当事業年度における取締役会、監査等委員会、指名・報酬諮問委員会の出席状況は以下のとおりです。いずれの社外取締役も、社外取締役（監査等委員）として客観的かつ独立した立場から適切な発言を行っています。

| 区 分              | 氏 名     | 取締役会出席状況 | 監査等委員会出席状況 | 指名・報酬諮問委員会出席状況 |
|------------------|---------|----------|------------|----------------|
| 社外取締役<br>(監査等委員) | 茂 木 鉄 平 | 14回/14回  | 14回/14回    | 6回/6回          |
|                  | 新 川 大 祐 | 14回/14回  | 14回/14回    | 6回/6回          |
|                  | 西 村 元 秀 | 14回/14回  | 13回/14回    | 6回/6回          |
|                  | 谷澤実佐子   | 14回/14回  | 14回/14回    | 6回/6回          |

## イ. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

| 区 分                  | 氏 名     | 期待される役割および当該役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|----------------------|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社 外 取 締 役<br>(監査等委員) | 茂 木 鉄 平 | <p>取締役会や主要会議において、弁護士として長年にわたり企業法務に携わっている経験を生かし、法律の専門家としての視点から、適切な発言を行い、また主要な事業所への往査を行うなど、経営陣から独立した客観的な立場から取締役、執行役員等の職務を適正に監査・監督し、企業価値向上のため積極的な事業運営に貢献しております。</p> <p>また、常勤監査等委員と常に密接な情報交換を行い、適正な監査に努めております。</p> <p>さらに、指名・報酬諮問委員会の委員長を務め、役員の指名、報酬の決定に関する客観性・透明性の確保、説明責任の強化に貢献しております。</p>                  |
|                      | 新 川 大 祐 | <p>取締役会や主要会議において、公認会計士としての豊富な経験と高い会計的知見を生かし、会計の専門家としての視点から、適切な発言を行い、また主要な事業所への往査を行うなど、経営陣から独立した客観的な立場から取締役、執行役員等の職務を適正に監査・監督し、企業価値向上のため積極的な事業運営に貢献しております。</p> <p>また、常勤監査等委員と常に密接な情報交換を行い、監査等委員会において適切な発言を行うなど、適正な監査に努めております。</p> <p>さらに、指名・報酬諮問委員会の委員を務め、役員の指名、報酬の決定に関する客観性・透明性の確保、説明責任の強化に貢献しております。</p> |

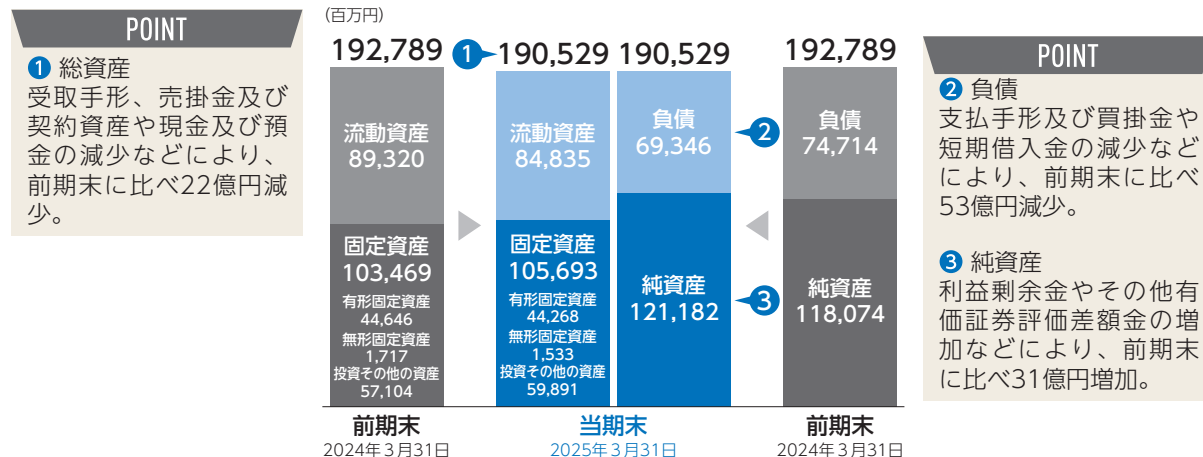
| 区 分              | 氏 名   | 期待される役割および当該役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|------------------|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社外取締役<br>(監査等委員) | 西村元秀  | <p>取締役会や主要会議において、長年にわたり経営に携わっている経験を生かし、企業経営の専門家（経営者）としての視点から、適切な発言を行い、また主要な事業所への往査を行うなど、経営陣から独立した客観的な立場から取締役、執行役員等の職務を適正に監査・監督し、企業価値向上のため積極的な事業運営に貢献しております。</p> <p>また、常勤監査等委員と常に密接な情報交換を行い、監査等委員会において適切な発言を行うなど、適正な監査に努めております。</p> <p>さらに、指名・報酬諮問委員会の委員を務め、役員の指名、報酬の決定に関する客観性・透明性の確保、説明責任の強化に貢献しております。</p>                                                                                       |
|                  | 谷澤実佐子 | <p>取締役会や主要会議において、公認会計士としての豊富な経験と高い会計的知見を生かし、会計の専門家としての視点から、適切な発言を行い、また主要な事業所への往査を行うなど、経営陣から独立した客観的な立場から取締役、執行役員等の職務を適正に監査・監督し、企業価値向上のため積極的な事業運営に貢献しております。</p> <p>また、女性の視点、観点を生かし、当社の重要な経営戦略であるダイバーシティ・エクイティ&amp;インクルージョン（DE&amp;I）の推進等に貢献しております。</p> <p>さらに、常勤監査等委員と常に密接な情報交換を行い、監査等委員会において適切な発言を行うなど、適正な監査に努めております。</p> <p>加えて、指名・報酬諮問委員会の委員を務め、役員の指名、報酬の決定に関する客観性・透明性の確保、説明責任の強化に貢献しております。</p> |

### ③責任限定契約の内容の概要

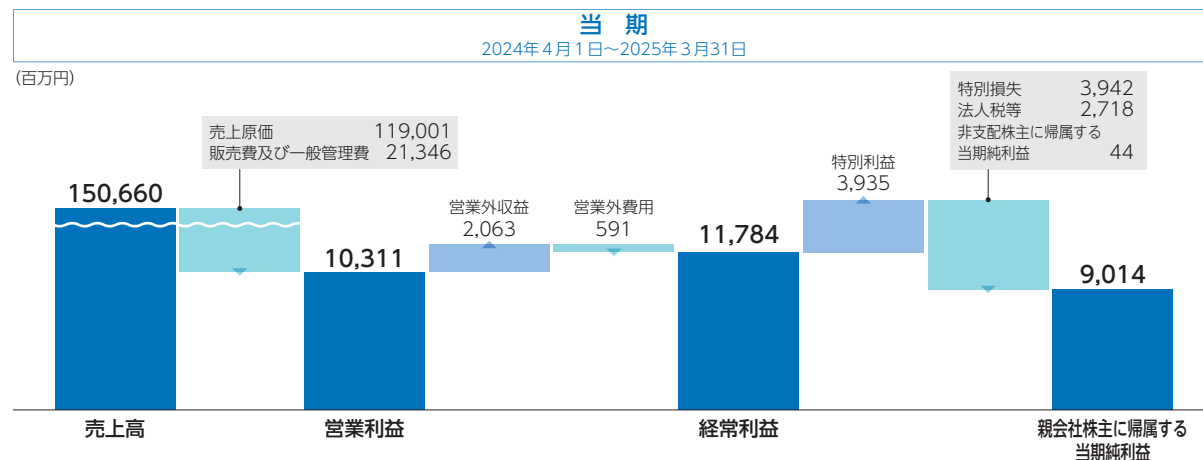
当社は、社外取締役（監査等委員）との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額としております。

# 連結計算書類サマリー

## 連結貸借対照表の概要



## 連結損益計算書の概要



# 連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目              | 金 額            | 科 目                    | 金 額            |
|------------------|----------------|------------------------|----------------|
| <b>(資 産 の 部)</b> |                | <b>(負 債 の 部)</b>       |                |
| <b>流 動 資 産</b>   | <b>84,835</b>  | <b>流 動 負 債</b>         | <b>39,502</b>  |
| 現金及び預金           | 15,192         | 支払手形及び買掛金              | 15,956         |
| 受取手形、売掛金及び契約資産   | 29,699         | 電子記録債務                 | 3,380          |
| 電子記録債権           | 7,480          | 短期借入金                  | 8,003          |
| 商品及び製品           | 12,970         | リース債務                  | 147            |
| 仕掛品              | 7,711          | 未払費用                   | 3,043          |
| 原材料及び貯蔵品         | 8,295          | 未払法人税等                 | 1,630          |
| その他の             | 3,613          | 賞与引当金                  | 1,506          |
| 貸倒引当金            | △127           | その他の                   | 5,834          |
| <b>固 定 資 産</b>   | <b>105,693</b> | <b>固 定 負 債</b>         | <b>29,843</b>  |
| <b>有形固定資産</b>    | <b>44,268</b>  | 長期借入金                  | 2,353          |
| 建物及び構築物          | 21,828         | リース債務                  | 448            |
| 機械装置及び運搬具        | 7,629          | 繰延税金負債                 | 9,506          |
| 土地               | 11,215         | 役員退職慰労引当金              | 175            |
| リース資産            | 587            | 株式報酬引当金                | 222            |
| 建設仮勘定            | 1,809          | 退職給付に係る負債              | 12,120         |
| その他の             | 1,197          | 長期預り敷金保証金              | 4,850          |
| <b>無形固定資産</b>    | <b>1,533</b>   | その他の                   | 165            |
| <b>投資その他の資産</b>  | <b>59,891</b>  | <b>負 債 合 計</b>         | <b>69,346</b>  |
| 投資有価証券           | 55,994         | <b>(純資産の部)</b>         |                |
| 繰延税金資産           | 1,791          | <b>株 主 資 本</b>         | <b>100,511</b> |
| 退職給付に係る資産        | 1,324          | 資 本 金                  | 22,040         |
| その他の             | 991            | 資 本 剰 余 金              | 15,240         |
| 貸倒引当金            | △209           | 利 益 剰 余 金              | 67,471         |
|                  |                | 自 己 株 式                | △4,240         |
|                  |                | <b>その他の包括利益累計額</b>     | <b>19,293</b>  |
|                  |                | その他有価証券評価差額金           | 26,560         |
|                  |                | 繰延ヘッジ損益                | △17            |
|                  |                | 為替換算調整勘定               | △7,110         |
|                  |                | 退職給付に係る調整累計額           | △139           |
|                  |                | <b>非支配株主持分</b>         | <b>1,376</b>   |
| <b>資 産 合 計</b>   | <b>190,529</b> | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>121,182</b> |
|                  |                | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | <b>190,529</b> |

# 連 結 損 益 計 算 書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                     | 金      | 額       |
|-------------------------|--------|---------|
| 売 上 高                   |        | 150,660 |
| 売 上 原 価                 |        | 119,001 |
| 売 上 総 利 益               |        | 31,658  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |        | 21,346  |
| 営 業 利 益                 |        | 10,311  |
| 営 業 外 収 益               |        |         |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金       | 1,707  |         |
| 持 分 法 に よ る 投 資 利 益     | 41     |         |
| そ の 他                   | 314    | 2,063   |
| 営 業 外 費 用               |        |         |
| 支 払 利 息                 | 320    |         |
| そ の 他                   | 271    | 591     |
| 経 常 利 益                 |        | 11,784  |
| 特 別 利 益                 |        |         |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益       | 1,779  |         |
| 受 取 損 害 賠 償 金           | 822    |         |
| 関 係 会 社 株 式 売 却 益       | 694    |         |
| 固 定 資 産 売 却 益           | 563    |         |
| 補 助 金 収 入               | 74     | 3,935   |
| 特 別 損 失                 |        |         |
| 減 損 損 失                 | 2,753  |         |
| 事 業 構 造 改 善 費 用         | 877    |         |
| 訴 訟 関 連 費 用             | 227    |         |
| 固 定 資 産 圧 縮 損           | 73     |         |
| 固 定 資 産 処 分 損           | 10     | 3,942   |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益   |        | 11,776  |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 3,792  |         |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △1,074 | 2,718   |
| 当 期 純 利 益               |        | 9,058   |
| 非支配株主に帰属する当期純利益         |        | 44      |
| 親会社株主に帰属する当期純利益         |        | 9,014   |

ご参考

## 株主総会参考書類サマリー

本定時株主総会に上程させていただく予定の議案の要旨は以下のとおりです。  
各議案の詳細は、以下の当社ウェブサイトに掲載の電子提供措置事項をご参照ください。

【当社ウェブサイト】

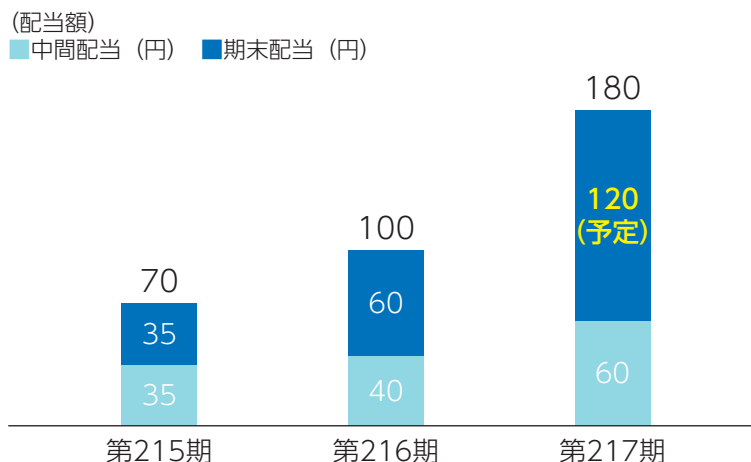
<https://www.kurabo.co.jp/ir/irshareholdersmeeting/>



### 第1号議案 第217期剰余金の処分の件

当期の期末配当金につきましては、1株につき120円といたしたいと存じます。  
これにより、中間配当金60円を加えました当期の年間配当金は1株につき180円となり、前期の年間配当金より80円の増配となります。

#### 【ご参考：1株当たりの配当金の推移】



## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

以下の取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名の選任をお願いするものであります。

| 候補者<br>番号 | 氏 名                                                                                                                                      | 現在の当社における地位<br>および担当                                                                              | 取締役会<br>出席状況      |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 1         | <div>ふじ た はる や</div> <b>藤田 晴哉</b><br>(1958年7月26日生)      | <div>再任</div> 男性<br>代表取締役・取締役会長                                                                   | 14回／14回<br>(100%) |
| 2         | <div>にし がき しん じ</div> <b>西垣 伸二</b><br>(1962年7月11日生)     | <div>再任</div> 男性<br>代表取締役・取締役社長                                                                   | 14回／14回<br>(100%) |
| 3         | <div>ば ば とし お</div> <b>馬場 紀生</b><br>(1959年6月9日生)        | <div>再任</div> 男性<br>取締役・専務執行役員<br><div>担当</div> 化成品事業部長                                           | 14回／14回<br>(100%) |
| 4         | <div>かわ の けん し</div> <b>川野 憲志</b><br>(1962年3月19日生)     | <div>再任</div> 男性<br>取締役・常務執行役員<br><div>担当</div> 環境メカトロニクス事業部長                                     | 14回／14回<br>(100%) |
| 5         | <div>なか がわ まさ たけ</div> <b>中川 眞豪</b><br>(1962年10月7日生)  | 常務執行役員<br><div>担当</div> 繊維事業部 東京支社 カジュアル部長<br><div>重要な兼職の状況</div><br>(株)クラブウィンターナショナル 代表取締役・取締役社長 | —                 |

| 候補者<br>番号 | 氏 名                                                                                                                                               | 現在の当社における地位<br>および担当                                         | 取締役会<br>出席状況      |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|-------------------|
| 6         | ふじ い ひろ し<br><b>藤井 裕詞</b><br>(1960年9月22日生)  <div>再任<br/>男性</div> | <b>取締役・執行役員</b><br><div>担当</div> 経理部、IT統括部、総務部、<br>不動産開発部 担当 | 14回／14回<br>(100%) |
| 7         | まつ い かず お<br><b>松井 一雄</b><br>(1963年1月18日生)  <div>新任<br/>男性</div> | <b>執行役員</b><br><div>担当</div> 企画室長 兼 技術研究所長付                  | —                 |

### 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

以下の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

| 氏 名                                                                                                                                                                  | 現在の当社における地位<br>および担当                                        | 取締役会<br>出席状況      | 監査等委員会<br>出席状況    |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|-------------------|-------------------|
| たに ざわ み さ こ<br><b>谷澤 実佐子</b><br>(1961年11月29日生)  <div>再任<br/>社外<br/>独立<br/>女性</div> | <b>社外取締役（監査等委員）</b><br><div>重要な兼職の状況</div><br>谷澤公認会計士事務所 代表 | 14回／14回<br>(100%) | 14回／14回<br>(100%) |

※谷澤実佐子氏は社外取締役候補者であります。

谷澤実佐子氏の再任が承認された場合には、引き続き、東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。

## 第4号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収への対応方針） 継続の件

2022年6月29日開催の第214回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただいております「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策」につきまして、有効期間である3年が経過することに伴い、内容を一部変更し、継続をお願いするものであります。

本定時株主総会において株主の皆様の承認が得られた場合には、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収への対応方針）」（継続後の買収への対応方針を以下「本プラン」といいます。）の有効期限は2028年6月開催予定の当社定時株主総会終結の時までとなります。

本プランの主要な変更点は、以下のとおりであります。

- ① 本プランの対象となる大規模買付等の定義および買付者にご提供いただく「情報リスト」に含まれるべき情報についての見直しを行いました。
- ② その他、本プランがよりわかりやすいものとなるよう、字句の整備、表現等の変更を行いました。

## 株主総会参考書類

### 議案および参考事項

#### 第1号議案 第217期剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する配当を企業の最重要課題の一つであるとの認識に立ち、継続的・安定的な利益還元を基本としております。配当決定に際しましては、収益状況、企業体質、配当性向等を総合的に勘案し、中・長期的な観点から決定していく方針であります。

上記の方針に基づき、当期の期末配当金につきましては、業績動向等をふまえ、以下のとおり1株につき120円といたしたいと存じます。これにより、中間配当金60円を加えました当期の年間配当金は1株につき180円となり、前期の年間配当金より80円の増配となります。

#### 期末配当金に関する事項

- ①配当財産の種類  
金銭
- ②株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき金120円 総額2,049,758,160円
- ③剰余金の配当が効力を生じる日  
2025年6月26日

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ。）全員（7名）が本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、以下のとおりであります。

なお、取締役候補者の指名にあたりましては、任意の指名・報酬諮問委員会の答申をふまえた上で決定しております。

| 候補者<br>番号 | 氏 名                               | 現在の当社における地位および担当                      | 取締役会<br>出席状況      |
|-----------|-----------------------------------|---------------------------------------|-------------------|
| 1         | ふじ た はる や<br><b>藤田 晴哉</b><br>再任   | 代表取締役・取締役会長                           | 14回／14回<br>(100%) |
| 2         | にし がき しん じ<br><b>西垣 伸二</b><br>再任  | 代表取締役・取締役社長                           | 14回／14回<br>(100%) |
| 3         | ば ば とし お<br><b>馬場 紀生</b><br>再任    | 取締役・専務執行役員<br>担当 化成品事業部長              | 14回／14回<br>(100%) |
| 4         | かわ の けん し<br><b>川野 憲志</b><br>再任   | 取締役・常務執行役員<br>担当 環境メカトロニクス事業部長        | 14回／14回<br>(100%) |
| 5         | なか がわ まさ たけ<br><b>中川 眞豪</b><br>新任 | 常務執行役員<br>担当 繊維事業部 東京支社 カジュアル部長       | —                 |
| 6         | ふじ い ひろ し<br><b>藤井 裕詞</b><br>再任   | 取締役・執行役員<br>担当 経理部、IT統括部、総務部、不動産開発部担当 | 14回／14回<br>(100%) |
| 7         | まつ い かず お<br><b>松井 一雄</b><br>新任   | 執行役員<br>担当 企画室長 兼 技術研究所長付             | —                 |



候補者番号

1 ふじ た はる や  
藤田 晴哉

(1958年7月26日生)

再任

所有する当社株式の数

18,200株

当社との特別の利害関係

なし

重要な兼職の状況

なし

取締役会出席状況

14回／14回

#### 略歴（地位および担当）

1983年 4月 入社  
2008年 4月 鴨方工場長  
2010年 6月 化成品事業部 化成品業務部長  
2012年 6月 取締役・執行役員  
2013年 6月 取締役・常務執行役員  
2014年 6月 代表取締役・取締役社長  
2024年 6月 代表取締役・取締役会長（現任）

#### 取締役候補者とした理由

藤田晴哉氏は、2012年6月に取締役に就任し、2014年6月からは代表取締役・取締役社長、2024年6月からは代表取締役・取締役会長として、企業ガバナンスの監督等を通じて、企業価値の向上に貢献しております。今後も引き続き、取締役としてグループ全体の適切な経営を行い、企業価値の向上に寄与できる人材と判断したことから取締役候補者といたしました。



候補者番号

2 にし がき しん じ  
西垣 伸二

(1962年7月11日生)

再任

所有する当社株式の数

4,100株

当社との特別の利害関係

なし

重要な兼職の状況

なし

取締役会出席状況

14回／14回

#### 略歴（地位および担当）

1986年 4月 入社  
2014年 6月 化成品事業部 産業資材部長  
2018年 4月 化成品事業部 産業資材部長 兼 熊本事業所長  
2018年 6月 執行役員  
2022年 6月 常務執行役員  
2023年 6月 取締役・常務執行役員  
2024年 6月 代表取締役・取締役社長（現任）

#### 取締役候補者とした理由

西垣伸二氏は、2023年6月に取締役に就任し、2024年6月からは代表取締役・取締役社長として優れた経営手腕を発揮し、企業価値の向上に貢献しております。今後も引き続き、取締役としてグループ全体の適切な経営を行い、企業価値の向上に寄与できる人材と判断したことから取締役候補者といたしました。



候補者番号

3 ば ば とし お  
馬場 紀生 (1959年6月9日生)

再任

所有する当社株式の数

7,100株

当社との特別の利害関係

なし

重要な兼職の状況

なし

取締役会出席状況

14回／14回

#### 略歴（地位および担当）

1982年 4月 入社  
2004年10月 化成品事業部 産業資材部長  
2012年 6月 執行役員  
2014年 6月 取締役・執行役員  
2017年 6月 代表取締役・取締役・常務執行役員  
2022年 6月 代表取締役・取締役・専務執行役員  
2024年 6月 取締役・専務執行役員（現任）  
（化成品事業部長）

#### 取締役候補者とした理由

馬場紀生氏は、2014年6月に取締役に就任し、化成品事業の担当取締役としての化成品事業全般に関する豊富な経験と知識を生かし、企業価値の向上に貢献しております。今後も引き続き、取締役としてグループ全体の適切な経営を行い、企業価値の向上に寄与できる人材と判断したことから取締役候補者いたしました。



候補者番号

4 かわ の けん し  
川野 憲志 (1962年3月19日生)

再任

所有する当社株式の数

6,600株

当社との特別の利害関係

なし

重要な兼職の状況

なし

取締役会出席状況

14回／14回

#### 略歴（地位および担当）

1985年 4月 入社  
2011年 4月 香港営業所長 兼 倉紡時装（香港）有限公司  
取締役社長  
2013年 9月 香港営業所長  
2014年 4月 企画室長付  
2014年 6月 執行役員  
2017年 6月 取締役・執行役員  
2020年 6月 取締役・常務執行役員（現任）  
（環境メカトロニクス事業部長）

#### 取締役候補者とした理由

川野憲志氏は、2017年6月に取締役に就任し、環境メカトロニクス事業の担当取締役としての環境メカトロニクス事業全般に関する豊富な経験と知識を生かし、企業価値の向上に貢献しております。今後も引き続き、取締役としてグループ全体の適切な経営を行い、企業価値の向上に寄与できる人材と判断したことから取締役候補者いたしました。



候補者番号

5 なか がわ まさ たけ  
中川 眞豪

(1962年10月7日生)

新任

所有する当社株式の数

6,400株

当社との特別の利害関係

なし

取締役会出席状況

—

重要な兼職の状況

(株)クラブウインターナショナル  
代表取締役・取締役社長

#### 略歴（地位および担当）

1985年 4月 入社  
2006年10月 東京支社 繊維営業部長  
2017年 6月 執行役員 繊維事業部 海外事業統括  
2021年 6月 常務執行役員（現任）  
2024年 5月 繊維事業部 繊維製品事業担当 兼  
(株)クラブウインターナショナル  
代表取締役・取締役社長  
2025年 5月 繊維事業部 東京支社 カジュアル部長 兼  
(株)クラブウインターナショナル  
代表取締役・取締役社長（現任）  
(繊維事業部 東京支社 カジュアル部長)

#### 取締役候補者とした理由

中川眞豪氏は、カジュアルを中心に国内外における繊維製品の販売等を長年にわたり担当し、また2024年5月からは(株)クラブウインターナショナルの代表取締役・取締役社長として優れた経営手腕を発揮するなど、繊維事業全般に関する事業推進の経験と実績を有しております。これらの経験と実績を生かし、取締役としてグループ全体の適切な経営を行い、企業価値の向上に寄与できる人材と判断したことから取締役候補者いたしました。



候補者番号

6 ふじ い ひろ し  
藤井 裕詞

(1960年9月22日生)

再任

所有する当社株式の数

8,000株

当社との特別の利害関係

なし

重要な兼職の状況

なし

取締役会出席状況

14回／14回

#### 略歴（地位および担当）

1983年 4月 入社  
2011年 4月 経理部長  
2013年 6月 執行役員  
2016年 6月 取締役・執行役員（現任）  
(経理部、IT統括部、総務部、不動産開発部担当)

#### 取締役候補者とした理由

藤井裕詞氏は、2016年6月に取締役に就任し、経理・IT・総務部門および不動産事業の担当取締役としての財務経理、IT、法務・リスク管理、不動産の各業務に関する豊富な経験と知識を生かし、企業価値の向上に貢献しております。今後も引き続き、取締役としてグループ全体の適切な経営を行い、企業価値の向上に寄与できる人材と判断したことから取締役候補者となりました。



候補者番号

7

まつ い  
松井

かず お  
一雄

(1963年1月18日生)

新任

所有する当社株式の数

2,500株

当社との特別の利害関係

なし

重要な兼職の状況

なし

取締役会出席状況

—

#### 略歴（地位および担当）

1985年 4月 入社

2018年 6月 執行役員（現任）

企画室長 兼 技術研究所長付（現任）

（企画室長 兼 技術研究所長付）

#### 取締役候補者とした理由

松井一雄氏は、企画室長および技術研究所長付として、経営企画、研究開発に関する豊富な経験と知識、事業推進の実績を有しております。これらの経験と実績を生かし、取締役としてグループ全体の適切な経営を行い、企業価値の向上に寄与できる人材と判断したことから取締役候補者となりました。

（注）本議案における藤田晴哉、西垣伸二、馬場紀生、川野憲志、藤井裕詞の5氏は、現在、いずれも当社の取締役であるところ、当社は、保険会社との間で、5氏が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者が取締役として行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が負担することとなる損害賠償金や争訟費用等が填補されることとなっており、被保険者の保険料は当社が全額負担しております。本議案において5氏の再任が承認された場合は、5氏は引き続き当該保険契約の被保険者となります。中川眞豪氏および松井一雄氏の選任が承認された場合は、両氏は当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約は、2025年7月に同内容での更新を予定しております。

#### 監査等委員会の意見

監査等委員会は、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の選任および報酬について、指名・報酬諮問委員会に監査等委員全員が出席して意見を述べ、指名・報酬諮問委員会の取締役会への答申内容等について検討を行いました。

取締役の選任および報酬については、いずれも当社コーポレートガバナンス ガイドラインに沿って提案、議論の上決定されております。取締役の選任、報酬の決定手続きは適正であり、その内容は妥当であると判断します。

以 上

### 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役 谷澤実佐子氏が本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

監査等委員である取締役候補者は、以下のとおりであります。

なお、監査等委員である取締役候補者の指名にあたりましては、任意の指名・報酬諮問委員会の答申をふまえた上で決定しております。また、本議案の本定時株主総会への提出に関しましては、監査等委員会からの同意を得ております。



谷澤 実佐子 (1961年11月29日生)

再任

社外

独立

所有する当社株式の数

0株

当社との特別の利害関係

なし

取締役会出席状況

14回／14回

監査等委員会出席状況

14回／14回

重要な兼職の状況

谷澤公認会計士事務所 代表

#### 略歴（地位および担当）

1992年10月 監査法人トーマツ（有限責任監査法人トーマツ）入所  
1996年 4月 公認会計士登録  
2004年10月 有限責任監査法人トーマツ シニアマネジャー  
2017年 2月 有限責任監査法人トーマツ 退所  
2017年 3月 谷澤公認会計士事務所 設立  
2018年 8月 税理士登録  
2019年 6月 当社 取締役（監査等委員）（現任）

#### 独立性に関する事項

谷澤実佐子氏は、当社が定める「社外取締役の独立性に関する基準」の要件を満たしており、また東京証券取引所所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員要件も満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であると判断しております。

#### 社外取締役（監査等委員）候補者とした理由および期待される役割の概要

谷澤実佐子氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、公認会計士としての豊富な経験と高い会計的知見を有しており、今後も引き続き、社外取締役（監査等委員）として経営陣から独立した客観的な立場から取締役、執行役員等の職務の執行を適正に監査、監督し、企業価値向上のため積極的な事業運営に貢献いただくことができると考えております。

また、引き続き、女性の視点、観点を生かし、当社の重要な経営戦略であるダイバーシティ・エクイティ＆インクルージョン（DE&I）の推進等に貢献し、さらに指名・報酬諮問委員会の委員として、役員の指名、報酬の決定に関する客観性・透明性の確保、説明責任の強化にも貢献いただくことができると考え、社外取締役（監査等委員）候補者いたしました。

(注) ①社外取締役に関する事項

ア. 谷澤実佐子氏は社外取締役候補者であります。

谷澤実佐子氏の再任が承認された場合には、引き続き、東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。なお、「社外取締役の独立性に関する基準」につきましては、株主総会参考書類に掲載しております。

イ. 谷澤実佐子氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。その在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、6年であります。

②非業務執行取締役（社外取締役）との責任限定契約について

当社は、現在、谷澤実佐子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額としており、同氏の再任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。

③役員等賠償責任保険契約について

谷澤実佐子氏は、現在、当社の社外取締役（監査等委員）であるところ、当社は、保険会社との間で、同氏が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者が取締役として行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が負担することとなる損害賠償金や争訟費用等が填補されることとなり、被保険者の保険料は当社が全額負担しております。本議案において同氏の再任が承認された場合は、同氏は引き続き当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約は、2025年7月に同内容での更新を予定しております。

## 第4号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収への対応方針）

### 継続の件

当社は、2022年5月12日開催の取締役会において、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策」（以下「現行プラン」といいます。）の継続を決議し、同6月29日開催の当社第214回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただいております。

現行プランの有効期限は2025年6月開催予定の当社定時株主総会終結の時までであることから、当社は、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、継続の是非も含めた現行プランの在り方について検討してまいりました。その結果、2025年5月14日開催の当社取締役会において、本定時株主総会での株主の皆様のご承認を条件に、下記のとおり現行プランを一部変更して継続することを決定し、公表いたしました。（継続後の買収への対応方針を以下「本プラン」といいます。）つきましては、本プランの趣旨にご賛同いただき、本プランの継続につきご承認をお願いするものであります。

本定時株主総会において株主の皆様の承認が得られた場合には、本プランの有効期限は2028年6月開催予定の当社定時株主総会終結の時までとなります。

本プランの主要な変更点は、以下のとおりであります。

- ①本プランの対象となる大規模買付等の定義および買付者にご提供いただく「情報リスト」に含まれるべき情報についての見直しを行いました。
- ②その他、本プランがよりわかりやすいものとなるよう、字句の整備、表現等の変更を行いました。

## 「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収への対応方針）」

### I. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式等の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には当社株式等の大規模買付提案に応じるか否かは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えております。

ただし、当社株式等の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとはいえないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、提案者との交渉などを行う必要があると考えております。

### II. 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みについて

#### 1. 当社グループの企業価値の源泉

当社は、1888年（明治21年）、岡山県倉敷に紡績会社として誕生し、以後約130年に亘り、創業時の「謙受」<sup>1</sup>「同心戮力」<sup>2</sup>の精神を受け継ぎ、化成品事業、繊維事業、環境メカトロニクス事業を中心にグローバルな視点に立った事業展開を行っております。また経営理念として「私たちクラブウグループは、新しい価値の創造を通じてより良い未来社会づくりに貢献します。」を定め、社会に対して新しい価値を提供する企業として、より良い未来社会づくりへの貢献と企業価値の向上を目指しております。

- 
- 1 満足して驕り高ぶる者は損なわれ、謙虚に努力する者は利益を受けること。（中国最古の経典「書経」の一節「満招損、謙受益、時乃天道」より。）
  - 2 一人一人の働きや才能が異なっても、目的を達成するために、皆が心をつ一つにして互いに力を合わせて協力していこうということ。（儒家の始祖であり中国春秋時代の思想家、孔子の史書の代表的な注釈書「春秋左氏伝」にある一節。）

当社グループは、当社および国内外の関係会社29社で構成され、化成品事業、繊維事業、環境メカトロニクス事業、食品・サービス事業、不動産事業を行っております。

当社グループの企業価値の源泉は、お取引先様との強固な信頼関係にあると考えており、この企業価値を高めるため、当社グループの国内・海外の拠点を活用し、永年に亘り培った技術とノウハウをベースに、開発・製造・販売の各部門が一体となって、お取引先様のニーズに応える商品のスピーディーな開発・提供に努めております。

## 2. 企業価値の向上および株主共同の利益の確保のための取組み

このような創業以来の永い間の一つ一つの取組みの積重ねが、現在の当社グループの礎となっており、当社グループの企業文化の継続・発展を通してのみ、当社グループの社会的存在価値を高めていくことが可能であると認識しております。そしてその結果として、企業価値の向上および株主の皆様やお取引先様をはじめとするすべてのステークホルダーとの共同利益の最大化を可能とすることができると考えております。そのため、現在当社グループでは、将来の更なる成長・発展を期し、次の取組みを実施しております。

### ①中期経営計画の実施

当社グループは、2030年のあるべき姿を描いた「長期ビジョン2030」の第3ステージにあたる3カ年の新中期経営計画「Accelerate'27」（2025年4月～2028年3月）を策定し、2025年4月よりスタートしました。

「Accelerate'27」では、基本方針を「高収益事業の成長加速と経営資源の効率的な活用による企業価値の向上」とし、以下の重点施策に取り組むとともに、目標の達成に向けて、経営資源を効率的に活用しながら、更なる成長を加速させるための最適な事業ポートフォリオを構築してまいります。

#### <重点施策>

- ・成長市場に向けた注力事業の展開・加速と基盤事業の収益力強化
- ・R&D活動の強化と新規事業の創出・収益化
- ・サステナブル社会の実現への貢献
- ・エンゲージメントの高い組織の構築

## ②株主の皆様への利益還元

当社は、株主の皆様に対する配当を企業の重要課題の一つであるとの認識に立ち、継続的・安定的な利益還元を基本としており、「Accelerate'27」期間においては、株主資本配当率（DOE）4%を目標値として設定いたしました。

また、株主還元の充実および資本効率の向上を図るため、「Accelerate'27」の3年間で200億円の自己株式の取得を併せて実施してまいります。

## ③社会的責任の遂行

当社グループは、社会的責任遂行のための行動指針「クラブウグループ倫理綱領」に則り、地球環境の保全をはじめとするサステナブルな社会の実現に貢献するとともに、豊かで健康的な生活環境づくりを目指して、独創的で真に価値のある商品・情報・サービスを提供し、グループの企業価値を高めてまいります。

これらの取組みを着実に実行していくことで、当社グループがすべてのステークホルダーから存在価値を認められ、さらに、信頼感が持てる企業、安心感を持っていただける企業として支持されることにより、企業価値の向上およびステークホルダーとの共同利益の確保ができるものと考えております。

# Ⅲ. 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（買収への対応方針）

## 1. 本プラン継続の目的

当社取締役会は、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主および投資家の皆様の適切なご判断のために必要かつ十分な情報および時間、ならびに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するために、本プランを継続することといたしました。

本プランは、以下のとおり、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

また、2025年3月31日現在における当社大株主の状況は、別紙1のとおりです。なお、当社は現時点において、当社株式等の大規模買付行為にかかる提案は受けておりません。

## 2. 独立委員会の設置

本プランにおいては、対抗措置の発動等にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、独立委員会規程（その概要については別紙2をご参照ください。）に従い、当社社外取締役または社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者またはこれらに準じる者）で、当社の業務を執行する経営陣から独立した者のみで構成される独立委員会（以下「独立委員会」といいます。）の勧告を最大限尊重するとともに、株主および投資家の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしております。なお、独立委員会の委員には、別紙3に記載の4氏が就任いたします。

## 3. 本プランの内容

### (1) 本プランにかかる手続き

#### ①対象となる大規模買付等

本プランは以下の(i)、(ii)または(iii)に該当する当社株式等の買付けまたはこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。当該行為を以下「大規模買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象といたします。大規模買付等を行い、または行おうとする者（以下「買付者」といいます。）は、あらかじめ本プランに定められる手続きに従わなければならないものいたします。

(i) 当社が発行者である株式等<sup>3</sup>について、保有者<sup>4</sup>の株式等保有割合<sup>5</sup>が20%以上となる買付け

- 
- 3 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下別段の定めがない限り同じといたします。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものいたします。
- 4 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される「保有者」をいい、同条第3項に基づき「保有者」に含まれる者を含みます。
- 5 金融商品取引法第27条の23第4項に規定される「株券等保有割合」を意味するものとします。以下同じといたします。

- (ii) 当社が発行者である株式等<sup>6</sup>について、公開買付け<sup>7</sup>にかかる株式等所有割合<sup>8</sup>およびその特別関係者<sup>9</sup>の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け
- (iii) 上記(i)または(ii)に規定される各行為が行われたか否かにかかわらず、特定の株主が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本(iii)において同じといたします。）との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、または当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配もしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係<sup>10</sup>を樹立する行為<sup>11</sup>（ただし、当社が発行者である株式等につき当該特定の株主と当該他の株主の株式等保有割合または株式等所有割合の合計が20%以上となるような場合に限りします。）

②「意向表明書」の当社への事前提出

買付者は、大規模買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者が大規模買付等に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により提出していただきます。

- 
- 6 金融商品取引法第27条の2第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下(ii)において同じといたします。
- 7 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下同じといたします。
- 8 金融商品取引法第27条の2第8項に規定される「株券等所有割合」を意味するものとします。以下同じといたします。
- 9 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される「特別関係者」をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じといたします。
- 10 「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配もしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株式等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該特定の株主および当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎に行うものといたします。
- 11 本文の(iii)所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が独立委員会の勧告を最大限尊重して行うものといたします。なお、当社取締役会は、上記(iii)の要件に該当するか否かの判定に必要とされる範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

具体的には、意向表明書には、以下の事項を日本語にて記載していただきます。

(i) 買付者の概要

(イ)氏名または名称および住所または所在地

(ロ)代表者の役職および氏名

(ハ)会社等の目的および事業の内容

(ニ)大株主または大口出資者（所有株式または出資割合上位10名）の概要

(ホ)国内連絡先

(ヘ)設立準拠法

(ii) 買付者が現に保有する当社株式等の数および意向表明書提出前60日間における買付者の当社株式等の取引状況

(iii) 買付者が提案する大規模買付等の概要（買付者が大規模買付等により取得を予定する当社株式等の種類および数ならびに大規模買付等の目的（支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大規模買付等の後の当社株式等の第三者への譲渡等、重要提案行為等<sup>12</sup>またはその他の目的がある場合には、その旨および内容。なお、目的が複数ある場合には、そのすべてを記載していただきます。）を含みます。）

③「本必要情報」の提供

上記②の意向表明書を提出いただいた場合には、買付者は、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付等に対する株主および投資家の皆様のご判断ならびに当社取締役会の評価・検討のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を日本語にて提供していただきます。

まず、当社は、買付者に対して、意向表明書を提出していただいた日から10営業日<sup>13</sup>（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した「情報リスト」を上記②(i)(ホ)の国内連絡先に発送いたしますので、買付者は、当該「情報リスト」に従って、十分な情報を当社に提供していただきます。

---

12 金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項および株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される「重要提案行為等」をいいます。

13 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下同じといたします。

また、上記の「情報リスト」に従い買付者から提供していただいた情報では、大規模買付等の内容および態様等に照らして、株主および投資家の皆様のご判断ならびに当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会ないし独立委員会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を買付者から提供していただきます。

なお、大規模買付等の内容および態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として「情報リスト」の一部に含まれるものといたします。

- (i) 買付者およびそのグループ（共同保有者<sup>14</sup>、特別関係者およびファンドの場合は各組合員もしくはその他の構成員を含みます。）の詳細（沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の氏名および職歴等、当社および当社グループ会社の事業と同種の事業についての経験、過去の投資案件の経過等、法令違反等または裁判手続等の有無等を含みます。）
- (ii) 大規模買付等の目的（意向表明書において開示していただいた目的の詳細）、方法および内容（経営参画の意思の有無、大規模買付等の対価の種類および金額、大規模買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株式等の数、大規模買付等を行った後における株式等所有割合および大規模買付等の方法の適法性を含みます。）
- (iii) 大規模買付等の対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報および大規模買付等にかかる一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見をふまえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）
- (iv) 大規模買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法および関連する取引の内容を含みます。）
- (v) 大規模買付等に際しての第三者との間における意思連絡の有無および意思連絡がある場合はその内容および当該第三者の概要
- (vi) 買付者が既に保有する当社株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約およびその他の重要な契約または取決め（以下「担保契約等」といいます。）がある場合には、担保契約等の種類、契約の相手方および契約の対象となっている株式等の数量等の具体的内容

---

14 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される「共同保有者」をいい、同条第6項に基づき「共同保有者」とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。以下同じといたします。

- (vii) 買付者が大規模買付等において取得を予定する当社株式等に関し、担保契約等の締結もしくはその他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方および契約の対象となっている株式等の数量等の当該合意の具体的内容
- (viii) 大規模買付等の後における当社および当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策
- (ix) 大規模買付等の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客、地域社会およびその他の当社にかかる利害関係者の処遇等の方針
- (x) 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

なお、当社取締役会は、買付者から大規模買付等の提案がなされた場合、その事実および概要について、速やかに開示し、また本必要情報の概要およびその他の情報のうち株主および投資家の皆様のご判断に必要であると当社取締役会および独立委員会が認める情報がある場合にも、速やかに開示いたします。

また、当社取締役会は、買付者による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

#### ④取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、その翌日を起算日として、大規模買付等の評価の難易度等に応じて、以下の(i)または(ii)の期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定し、あわせて開示いたします。

(i) 対価を現金（円価）のみとする当社全株式等を対象とする公開買付けの場合には最大60日間

(ii) その他の大規模買付等の場合には最大90日間

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者による大規模買付等の内容の検討等を行うものいたします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者に通知するとともに、適時かつ適切に開示いたします。

また、必要に応じて、買付者との間で大規模買付等に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

⑤ 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、取締役会評価期間内に、上記④の当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案と並行して、以下の手続きに従い、当社取締役会に対して、対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものいたします。その際、独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務を執行する経営陣から独立した第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントおよびその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものいたします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して、以下に定める勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要およびその他当社取締役会および独立委員会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示いたします。

(i) 買付者が本プランに規定する手続きを遵守しなかった場合

独立委員会は、買付者が本プランに規定する手続きを遵守しなかった場合、当該大規模買付等を当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであるとみなし、原則として当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告することいたします。

(ii) 買付者が本プランに規定する手続きを遵守した場合

独立委員会は、買付者が本プランに規定する手続きを遵守した場合には、原則として当社取締役会に対して、対抗措置の不発動を勧告することといたします。

ただし、本プランに規定する手続きが遵守されている場合であっても、別紙4に掲げる行為が意図されており、当該大規模買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められ、かつ対抗措置の発動を相当と判断する場合には、例外的措置として、対抗措置の発動を勧告することがあります。また、独立委員会は、対抗措置発動に関して、あらかじめ株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

#### ⑥取締役会の決議、株主意思の確認

当社取締役会は、上記⑤に定める独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、当該勧告をふまえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点からその必要性および相当性を勘案した上で、速やかに対抗措置の発動または不発動の決議を行うものいたします。

なお、独立委員会が対抗措置の発動を勧告するに際して、当該発動に関して事前に株主意思の確認を得るべき旨の留保を付した場合、当社取締役会は、実務上開催が著しく困難な場合（この場合においては、取締役会は、上記のとおり、独立委員会の勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動の決議を行うものいたします。）を除き、実務上可能な限り最短の時間で株主意思確認のための株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、対抗措置の発動に関する議案を付議します。株主意思確認総会にて、対抗措置の発動に関する議案が可決された場合には、当社取締役会は株主意思確認総会における決定に従い、対抗措置の発動に関する決議を行い、必要な手続きを行います。一方、株主意思確認総会において、対抗措置の発動に関する議案が否決された場合には、当社取締役会は、対抗措置の不発動に関する決議を行います。

当社取締役会は、対抗措置の発動または不発動の決議を行った場合には、当該決議の概要およびその他当社取締役会および独立委員会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行うものいたします。

#### ⑦対抗措置の中止または発動の停止

当社取締役会が上記⑥の手続きに従い対抗措置の発動を決議した後または発動後においても、(i)買付者が大規模買付等を中止した場合または(ii)対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、または勧告の有無もしくは勧告の内容にかかわらず、対抗措置の中止または発動の停止を行うものいたします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、当該決議の概要およびその他当社取締役会および独立委員会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行うものいたします。

## ⑧大規模買付等の開始

買付者は、上記①から⑥に規定する手続きを遵守するものとし、当社取締役会において対抗措置の発動または不発動の決議がなされるまでは大規模買付等を開始することはできないものいたします。

### (2) 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記(1)⑥に記載の決議に基づき発動する対抗措置は、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てといたします。

本新株予約権の無償割当ての概要は、別紙5に記載のとおりといたします。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後または発動後においても、上記(1)⑦に記載のとおり、対抗措置の中止または発動の停止を決定することがあります。たとえば、対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、買付者が大規模買付等を中止し、当社取締役会が上記(1)⑦に記載の決議を行った場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日にかかる権利落日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものいたします。

### (3) 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会において承認が得られた場合には、当該有効期間を2028年6月開催予定の定時株主総会終結の時までといたします。

ただし、当該有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で廃止されるものいたします。

また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合にも、本プランはその時点で廃止されるものいたします。なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令もしくは金融商品取引所規則の変更またはこれらの解釈・運用の変更、または税制、裁判例等の変更に伴う形式的な変更が必要と判断した場合は、随時、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、または変更することができるものとします。

他方、当社取締役会が、本プランの内容について株主の皆様の実質的な影響を与えるような変更を行う場合には、改めて直近で開催される株主総会に付議し株主の皆様のご承認をいただくことといたします。

当社は、本プランが廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実および変更の場合には変更内容およびその他当社取締役会および独立委員会が適切と認める事項について、情報開示を行うものといたします。

#### 4. 株主および投資家の皆様への影響

##### (1) 本プランの継続時に株主および投資家の皆様に与える影響

本プランの継続時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本プランがその継続時に株主の皆様の保有する当社株式等にかかる法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、上記3.(1)に記載のとおり、買付者が本プランを遵守するか否か等により当該大規模買付等に対する当社の対応方針が異なりますので、株主および投資家の皆様におかれましては、買付者の動向にご注意ください。

##### (2) 本新株予約権の無償割当て時に株主および投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、別途定める割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権3個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じるものの、保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じず、株主の皆様の保有する当社株式にかかる法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、買付者は、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利または経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記3.(1)⑦に記載の手続き等に従い、対抗措置の中止または発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。たとえば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し、本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株当たりの価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主および投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

また、別紙5記載の7.および8.に定めるところにより本新株予約権の行使または取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使または取得に際して、買付者の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、買付者以外の株主の皆様の保有する当社株式にかかる法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

### (3) 本新株予約権の無償割当てに伴う株主の皆様の手続き

本新株予約権の無償割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手続きは不要です。

また、株主の皆様には、新株の取得のために所定の期間内に本新株予約権を行使していただく必要が生じる可能性があります。その際には一定の金銭の払込みを行っていただきます。

なお、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続きに従い、当社取締役会が別途定める日において買付者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引き換えに当社株式を交付することがあります。この場合、買付者以外の株主の皆様におかれましては、本新株予約権の行使価格相当の金銭を払い込むことなく、当社株式を受領することになるため、本新株予約権に関する払込み等の手続きは不要となります。

以上のほか、割当て方法、行使の方法および当社による取得の方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手続きの詳細に関して、適用ある法令および金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示または通知を行いますので、当該開示または通知の内容をご確認ください。

#### Ⅳ. 本プランが会社の支配に関する基本方針に沿うものであり、株主の共同の利益を損なうものではないこと、会社役員の地位の維持を目的とするものではないことの判断およびその理由

本プランは、上記Ⅲ.1に記載のとおり、当社株式等に対する大規模買付等がなされた場合に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上を目的として継続するものであり、Ⅰ.に述べた当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に沿うものです。

よって、当社取締役会は、本プランは当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないことは明らかであると考えます。その具体的な理由は以下のとおりです。

##### (1) 買収への対応方針に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」が定めている三原則をすべて充足しており、かつ、企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」、株式会社東京証券取引所が2021年6月11日に改訂した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5. いわゆる買収防衛策」、および経済産業省が2023年8月31日に公表した「企業買収における行動指針」の内容をふまえております。

##### (2) 株主意思を重視するものであること

本プランは、本定時株主総会において株主の皆様のご賛同を得た上で継続するものです。また、当社取締役会は、一定の場合に、本プランに基づく対抗措置の発動に関して、株主意思確認総会において株主の皆様の意思を確認することとされています。さらに、上記Ⅲ.3.(3)に記載のとおり、本定時株主総会においてご承認いただいた後も、その後の当社株主総会において本プランの廃止または変更の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い廃止または変更されることになります。従いまして、本プランには、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっております。

(3) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランに、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、対抗措置の発動等を含む本プランの運用に関する決議および勧告を客観的に行う取締役会の諮問機関として独立委員会を設置しております。

独立委員会は、当社の業務を執行する経営陣から独立している、当社の社外取締役または社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者等）から選任される3名以上5名以下の委員により構成されます。

また、当社は、必要に応じ独立委員会の判断の概要について情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しております。

(4) 合理的かつ客観的な発動要件の設定

本プランは、上記Ⅲ.に記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

(5) デッドハンド型買収防衛策ではないこと

上記Ⅲ.3.(3)に記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされております。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

以 上

当社の大株主の状況（2025年3月31日現在）

- |             |          |
|-------------|----------|
| 1. 発行可能株式総数 | 97,701千株 |
| 2. 発行済株式の総数 | 18,000千株 |
| 3. 株主数      | 11,974名  |
| 4. 大株主      |          |

| 株 主 名                                      | 持株数(千株) | 持株比率(%) |
|--------------------------------------------|---------|---------|
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）                    | 1,716   | 10.04   |
| 日 本 生 命 保 険 相 互 会 社                        | 920     | 5.38    |
| 株 式 会 社 中 国 銀 行                            | 726     | 4.25    |
| AVI JAPAN OPPORTUNITY TRUST PLC            | 673     | 3.94    |
| 株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 （ 信 託 口 ）        | 582     | 3.40    |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行                          | 559     | 3.27    |
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行                        | 559     | 3.27    |
| BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) | 327     | 1.91    |
| 三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社                    | 317     | 1.85    |
| 株 式 会 社 ク ラ レ                              | 270     | 1.58    |

- (注) 1. 当社は、自己株式を918千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

以 上

## **独立委員会規程の概要**

1. 独立委員会は、当社取締役会の決議により、大規模買付等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断および対応の客観性および合理性を担保することを目的として、取締役会の諮問機関として設置される。
2. 独立委員会委員の員数は、3名以上5名以下とし、当社の業務を執行する経営陣から独立した、当社社外取締役または社外有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者またはこれらに準じる者）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。なお、当社は、独立委員会委員との間で、善管注意義務および秘密保持義務に関する規定を含む契約を締結する。
3. 独立委員会委員の任期は、選任の日後、2028年6月開催予定の定時株主総会の終結の時または別途当該委員と当社が合意した日までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。
4. 独立委員会は、当社代表取締役または各独立委員会委員が招集する。
5. 独立委員会の議長は、各独立委員会委員の互選により選定される。
6. 独立委員会の決議は、独立委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、議案に特別の利害関係を有する委員は、当該議案の決議には参加できない。

独立委員会委員のいずれかに事故その他やむを得ない事由があるときは、当該委員を除く委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。決議内容につき賛否同数の場合は、議長がこれを決する。

7. 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について審議の上決議し、その決議内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。
  - (1) 本プランにかかる対抗措置の発動の是非（発動に関してあらかじめ株主意思の確認を得ることの是非を含む。）
  - (2) 本プランにかかる対抗措置の中止または発動の停止
  - (3) 本プランの廃止または変更
  - (4) その他本プランに関連して当社取締役会が任意に独立委員会に諮問する事項
8. 各独立委員会委員は、独立委員会における審議および決議においては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己または当社の経営陣の個人的利益をはかることを目的としてはならない。
9. 独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、執行役員、従業員またはその他必要と認める者を出席させ、独立委員会が求める事項に関する意見または説明を求めることができる。
10. 独立委員会は、その職務の遂行にあたり、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントおよびその他の専門家を含む。）から助言を得ることができる。

以 上

**独立委員会委員の略歴**

茂木 鉄平 (もぎ てっぺい)

1989年4月 弁護士登録 (大阪弁護士会)  
大江橋法律事務所 入所  
1992年7月 クリアリー ゴットリーブ スティーン&ハミルトン法律事務所  
(Cleary,Gottlieb,Steen & Hamilton LLP) ブラッセル・オフィス勤務  
1993年1月 デ ブラウ ブラックストーン ウェストブロウク公証人・弁護士事務所  
(De Brauw Blackstone Westbroek) ロッテルダム・オフィス勤務  
1994年4月 大江橋法律事務所 パートナー (現任)  
2002年8月 弁護士法人大江橋法律事務所 社員 (現任)  
2004年4月 関西学院大学ロースクール (法科大学院) 教授  
2010年4月 関西学院大学ロースクール (法科大学院) 非常勤講師  
2014年8月 (株)ニイタカ 社外監査役  
2015年6月 当社 監査役  
2015年8月 (株)ニイタカ 社外取締役 (監査等委員) (現任)  
2016年6月 当社 取締役 (監査等委員) (現任)  
2022年3月 公益社団法人日本仲裁人協会 常務理事 (現任)

新川 大祐 (しんかわ だいすけ)

1991年5月 公認会計士登録  
1991年8月 税理士登録  
2002年4月 北斗税理士法人 設立  
北斗税理士法人 社員  
2003年1月 北斗税理士法人 代表社員 (現任)  
2012年6月 (株)島精機製作所 社外監査役  
2016年6月 当社 取締役 (監査等委員) (現任)  
2020年6月 (株)島精機製作所 社外取締役 (監査等委員) (現任)

西村 元秀 (にしむら もとひで)

|         |                            |
|---------|----------------------------|
| 1978年4月 | 岡三証券(株) 入社                 |
| 1995年8月 | 泉州電業(株) 顧問                 |
| 1996年1月 | 同社 取締役<br>営業副本部長 兼 国際部長    |
| 1997年1月 | 同社 常務取締役<br>管理副本部長 兼 管理部長  |
| 1998年1月 | 同社 専務取締役<br>営業本部長 兼 営業管理部長 |
| 2000年1月 | 同社 代表取締役社長 (現任)            |
| 2018年6月 | 当社 取締役 (監査等委員) (現任)        |

谷澤 実佐子 (たにざわ みさこ)

谷澤実佐子氏の略歴につきましては、第3号議案をご参照ください。

※1. 上記4氏と当社との間には、いずれも特別な利害関係はありません。

2. 茂木鉄平、新川大祐、西村元秀、谷澤実佐子の4氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。4氏は、当社が定める「社外取締役の独立性に関する基準」の要件を満たしており、また東京証券取引所所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員であります。

なお、茂木鉄平氏が社員である弁護士法人大江橋法律事務所およびパートナーを務める大江橋法律事務所と当社との間で顧問契約は締結しておりません。当社は、個別案件について、同事務所の有する専門的知見に基づきアドバイスを受けることがありますが、当社の担当は同氏以外の弁護士であり、また、同事務所が受ける総報酬額に対する当社の過去3事業年度の平均支払額につきましては、同事務所の各年度における年間受取報酬総額の約0.1%未満であり、当社の「社外取締役の独立性に関する基準」に定める年間受取報酬総額の2%を超えないことから、同氏の独立性に影響を与えるものではありません。

3. 谷澤実佐子氏は社外取締役候補者です。  
谷澤実佐子氏の再任が承認された場合には、引き続き、東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。

以 上

**当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型**

1. 買付者が会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社株式等を当社または当社関係者に引き取らせる目的で、当社株式等の取得を行っている者、または行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合。
2. 当社の会社経営を一時的に支配して、当社または当社グループ会社（以下あわせて「当社グループ」という。）の資産である事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先、顧客等を買付者またはそのグループ会社等に移転する目的で当社株式等の取得を行っているとは判断される場合。
3. 当社の会社経営を支配した後に、当社グループの資産を買付者またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社株式等の取得を行っているとは判断される場合。
4. 当社の会社経営を一時的に支配して、当社グループの事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産を売却により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるか、またはこの一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙い当社株式等の高値売り抜けを目的として、当社株式等の取得を行っているとは判断される場合。
5. 買付者の提案する当社株式等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収<sup>15</sup>等により、株主の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主に当社株式等の売却を強要するおそれがあると判断される場合。

以 上

---

15 最初の買付けで当社株式等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等を行うことをいいます。

## 新株予約権無償割当ての概要

1. 本新株予約権の割当て総数  
本新株予約権の割当て総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当て期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式の総数（ただし、同時点における当社の自己株式の数を除きます。）の3倍の数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数といたします。
2. 割当て対象株主  
割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する当社普通株式（ただし、同時点において、当社の自己株式を除きます。）1株につき3個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権の無償割当てを行うものといたします。
3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日  
本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日といたします。
4. 本新株予約権の目的である株式の種類および数  
本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、1株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数といたします。ただし、当社が株式の分割または株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものといたします。
5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容および価格  
本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額といたします。
6. 本新株予約権の譲渡制限  
本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものといたします。

## 7. 本新株予約権の行使条件

(1)特定大量保有者<sup>16</sup>、(2)特定大量保有者の共同保有者、(3)特定大量買付者<sup>17</sup>、(4)特定大量買付者の特別関係者、もしくは(5)これら(1)から(4)までの者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者または(6)これら(1)から(5)までに該当する者の関連者<sup>18</sup>（これらの者を総称して、以下「非適格者」といいます。）は、本新株予約権を行使することができないものといたします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものといたします。

16 当社が発行者である株式等の保有者で、当該株式等にかかる保有割合が20%以上である者またはこれに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者およびその他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないことといたします。

17 公開買付けによって当社が発行者である株式等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下本注において同じといたします。）の買付け等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される「買付け等」をいいます。以下本注において同じといたします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準じるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含みます。）にかかる株式等の所有割合がその者の特別関係者の株式等所有割合と合計して20%以上となる者またはこれに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者およびその他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないことといたします。

18 「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお「支配」とは、他の会社等の「財務および事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義される場合をいいます。）をいいます。

8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が保有する本新株予約権を取得し、これと引き換えに本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものといたします。なお、非適格者が有する本新株予約権を取得する場合、その対価として金銭等の経済的な利益の交付は行わないこととします。本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものといたします。

9. 対抗措置発動の停止等の場合の無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合またはその他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までに、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものといたします。

10. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間およびその他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものといたします。

以 上

以 上

## 社外取締役の独立性に関する基準（ご参考）

当社は、コーポレートガバナンスの強化にとって必要な客観性および透明性を確保するための社外取締役<sup>[i]</sup>の独立性に関する基準を以下のとおり定める。社外取締役が次に掲げる項目のいずれかに該当する場合は、当社にとって十分な独立性を有していないと判断するものとする。

1. 当社およびその連結子会社（以下、総称して「当社グループ」という。）の業務執行者<sup>[ii]</sup>
2. 当社の現在の主要株主<sup>[iii]</sup>（主要株主が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する業務執行者）
3. 当社グループが大口出資者（総議決権の10%以上の議決権を直接、または間接的に保有している者）となっている法人の業務執行者
4. 当社グループの主要な取引先<sup>[iv]</sup>またはその業務執行者
5. 当社グループを主要な取引先とする者<sup>[v]</sup>またはその業務執行者
6. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者
7. 当社の主幹事証券会社の業務執行者
8. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産<sup>[vi]</sup>を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法律事務所、監査法人、コンサルティングファーム等の法人、組合等の団体の場合は、当該団体に所属する者）
9. 当社グループから多額の寄付<sup>[vii]</sup>を受けている者（当該多額の寄付を受けている者が法人、組合等の団体の場合は、当該団体に所属する者）
10. 近親者<sup>[viii]</sup>が上記1から9までのいずれかに該当する者（ただし、上記1以外は、重要な者<sup>[ix]</sup>に限る。）
11. 過去3年間において、上記2から9のいずれかに該当していた者。なお、上記1については、過去10年間において該当していた者とする。
12. その他、一般株主との利益相反が生じるおそれがあり、独立した社外取締役として職務をはたせないと合理的に判断される事情を有している者

以 上

- [ i ] 「社外取締役」とは、会社法第2条第15号に定める社外取締役をいう。
- [ ii ] 「業務執行者」とは、業務執行取締役、執行役、執行役員、その他これらに準じる者および使用人をいう。
- [ iii ] 「主要株主」とは、当社の直近の事業年度末において、自己または他人の名義をもって議決権ベースで10%以上を保有する株主をいう。
- [ iv ] 「主要な取引先」とは、次に掲げる者をいう。
  - (1) 当社グループが製品等を提供している取引先であって、当該取引先との取引額が当社の直近に終了した過去4事業年度のいずれかにおいて、その事業年度における当社の連結売上高の2%を超える者
  - (2) 当社グループが借入れをしている金融機関であって、当該金融機関の借入金残高が当社の直近事業年度末において、当社の連結総資産の2%を超える者
- [ v ] 「当社グループを主要な取引先とする者」とは、当社グループに対して、製品等を提供している取引先であって、当社グループとの取引額が当該取引先の直近に終了した過去4事業年度のいずれかにおいて、その事業年度における当該取引先の連結売上高の2%を超える者をいう。
- [ vi ] 「多額の金銭その他の財産」とは、次に掲げるときをいう。
  - (1) 当該専門家が個人の場合は、当社グループから受け取った役員報酬を除く当該財産の合計額が、当社の直近に終了した過去3事業年度の平均で、年間1,000万円を超えるとき
  - (2) 当該専門家が法人、組合等の団体の場合は、当社グループから受け取った当該財産の合計額が、当社の直近に終了した過去3事業年度の平均で、当該団体の年間総収入額の2%を超えるとき
- [ vii ] 「多額の寄付」とは、当社グループから、当社の直近に終了した過去3事業年度の平均で、年間1,000万円を超える寄付を受けている場合をいう。
- [ viii ] 「近親者」とは、配偶者、2親等以内の親族をいう。
- [ ix ] 「重要な者」とは、業務執行取締役、執行役、執行役員および部長職以上の上級管理職にあたる使用人をいう。

## 当社の取締役のスキル・マトリックス（ご参考）

第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されますと、本定時株主総会終了後の当社の取締役の構成、その有する専門性および経験は以下のとおりとなります。

| 氏 名                                                 |                         | 属性       | 性別 | 取締役が有する専門性および経験 |    |                |           |              |       |                |      |
|-----------------------------------------------------|-------------------------|----------|----|-----------------|----|----------------|-----------|--------------|-------|----------------|------|
|                                                     |                         |          |    | 企業経営            | 人事 | 営業・<br>マーケティング | 財務・<br>会計 | 法務・<br>リスク管理 | E S G | 製造・研究・<br>技術開発 | 国際経験 |
| 取<br>締<br>役                                         | ふじ た はる や<br>藤 田 晴 哉    | 社内       | 男性 | ○               |    | ○              |           | ○            | ○     | ○              | ○    |
|                                                     | にし がき しん じ<br>西 垣 伸 二   | 社内       | 男性 | ○               |    | ○              |           | ○            | ○     | ○              |      |
|                                                     | ば ば とし お<br>馬 場 紀 生     | 社内       | 男性 | ○               |    | ○              |           |              | ○     |                |      |
|                                                     | かわ の けん し<br>川 野 憲 志    | 社内       | 男性 | ○               |    | ○              |           |              | ○     | ○              | ○    |
|                                                     | なか がわ まさ たけ<br>中 川 眞 豪  | 社内       | 男性 | ○               |    | ○              |           |              | ○     |                | ○    |
|                                                     | ふじ い ひろ し<br>藤 井 裕 詞    | 社内       | 男性 | ○               |    |                | ○         | ○            | ○     |                | ○    |
|                                                     | まつ い かず お<br>松 井 一 雄    | 社内       | 男性 | ○               |    |                | ○         |              | ○     | ○              | ○    |
| 監<br>査<br>等<br>委<br>員<br>で<br>あ<br>る<br>取<br>締<br>役 | おか だ おさむ<br>岡 田 治       | 社内       | 男性 |                 | ○  |                | ○         | ○            | ○     |                | ○    |
|                                                     | も ぎ てつ ぺい<br>茂 木 鉄 平    | 社外<br>独立 | 男性 |                 |    |                |           | ○            | ○     |                | ○    |
|                                                     | しん かわ だい すけ<br>新 川 大 祐  | 社外<br>独立 | 男性 |                 |    |                | ○         | ○            | ○     |                |      |
|                                                     | にし むら もと ひで<br>西 村 元 秀  | 社外<br>独立 | 男性 | ○               |    | ○              |           |              | ○     |                | ○    |
|                                                     | たにざわ み さ こ<br>谷 澤 実 佐 子 | 社外<br>独立 | 女性 |                 |    |                | ○         | ○            | ○     |                |      |

※①上記一覧表は、各取締役の有する専門性および経験のうち主なものを記載しております。すべての専門性および経験を表すものではありません。

②独立…当社が定める「社外取締役の独立性に関する基準」の要件および東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員の要件を満たす独立社外取締役

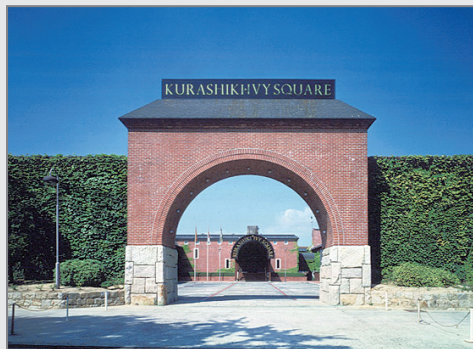
## 株主総会会場ご案内略図

## 開催場所

岡山県倉敷市本町7番2号

倉敷アイビースクエア

ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙をご持参ください。



## 電車の場合



JR西日本山陽本線

倉敷駅

南口より徒歩約15分

## お車の場合



敷地内に駐車場がございますが、台数に限りがございますので、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

敷地内駐車場に限り、駐車券をお渡しさせていただきます。  
他の有料駐車場をご利用の場合は、株主様のご負担をお願いいたします。

## ＜株主懇親会等に関するお知らせ＞

株主総会開会前のドリンク類などのご提供、および株主総会終了後の株主懇親会を開催いたします。

株主の皆様におかれましては、是非ご参加いただきますようお願い申し上げます。

## NAVITIME

出発地から株主総会会場まで  
スマートフォンがご案内します。  
右図を読み取りください。

UD  
FONT

見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。